

農林水産委員会議録 第十号

第一百六十四回国会
衆議院

平成十八年四月二十六日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長	稻葉 大和君
理事	岡本 芳郎君
理事	原田 令嗣君
理事	松野 博一君
理事	山田 正彦君
理事	赤城 德彦君
理事	伊藤 忠彦君
理事	今津 寛君
理事	金子 恭之君
理事	佐藤 錬君
議員	谷川 弥一君
議員	並木 正芳君
議員	西村 康稔君
議員	広津 素子君
議員	御法川信英君
議員	岡本 充功君
議員	佐々木隆博君
議員	神風 英男君
議員	松木 謙公君
議員	山岡 賢次君
議員	菅野 哲雄君
議員	森山 裕君

二田 孝治君

梶山 弘志君

土門 秀樹君

西 博義君

赤澤 亮正君

飯島 夕雁君

小野 次郎君

近藤 基彦君

斎藤斗志二君

中川 泰宏君

丹羽 邦夫君

福井 照君

若宮 健嗣君

小平 忠正君

渡部 篤君

廣津 素子君

篠原 孝君

若宮 健嗣君

小平 忠正君

渡辺 力夫君

力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

農林水産委員会専門員

きようは、意見を述べさせていたただく機会をお与えいただきまして、まことにありがとうございました。

私ども、日本消費者連盟は、食べ物から原子力発電所問題、あるいは平和問題に至るまで、幅広い消費者問題、生活者問題、環境問題を扱っている団体であります。私は、その中でも食料・農業問題、食品安全問題に日々取り組んでおりまして、そういった消費者の視点から、今回の四つの法案につきまして意見を述べさせていただきます。

今回討議されております四つの法案、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、そして、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、そして、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上、内閣提出の、四五、四六、四七号、そして民主党提案の、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案、これにつきまして意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、この法案を拝見いたしまして、内閣提出の四五、四六、四七号につきましては、現在の段階ではこの法案の成立には私は反対という立場であります。意見を申し上げたいと思います。また、衆議院法第一号の民主党提案の法案につきましては、後ほどコメントを述べさせていただきたいと思います。

今回のこの法律が提案された背景というものは、申し上げるまでもなく二〇〇五年三月に決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、食料自給率の目標を新たに策定し、また食料の安定供給とともに農業の持続的な発展が掲げられて、その中で、この品目横断的経営安定対策を導入すること、そして、米政策における生産調整支援策を見直すこと、また、農業生産の基盤整備、自然循環機能の維持発展、こういった目的のために農地・水・環境保全向上対策を盛り込むと

いうことが明記されて、これの実施のための法案が提出されているわけです。

この中で、消費者としても、食料の安定供給、食の安全、自然環境の保護、こういった観点から、食料・農業・農村基本法の施行、そしてその具体的な計画については注目しておりますけれども、今回のこの新たな経営所得安定対策の関連法案につきましては不十分ではないか、そういう意見を持つております。

この第四五号法案につきましては、これまでべての農家、二〇〇五年度二百八十万戸余りだと思いますが、こういった農家に對して一律に与えてきた施策を、認定農業者、二〇〇五年度で十九万戸余りの經營体に当たると思いますが、こういった少数の事業体、事業者に限定すること、また集落営農に限定して、個別の品目ごとにこれまで支援していたものを、対象品目を限定した上で、国境措置については四品目、収入変動の影響を緩和するための対策は五品目ですが、こういった限定をするということがその一つのねらいになつてゐると思います。

また、二番の内閣提出四六号の砂糖につきましては、てん菜及びでん粉原料用ジャガイモ生産の補助金の支給方法を変更しよう、そういうもののというふうに理解しました。すなわち、ここにおいては、最低生産者価格を廃止して、担い手経営安定資金を交付する、こういった手法を提案しているわけです。

また、四七号の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、これにつきましては、麦を民間流通に移行させているわけですから、政府が需給見通しを立てて備蓄し、輸入制度を整えることを図る、こういったものであります。

この三つの内閣提出法案につきまして、私の考えと申しますのは、まず、対象となる担い手が、すけれども、政府が需給見通しを立てて備蓄するのではないか、こういうふうに考えます。また、農業というものは、水の問題をとりまして、かんがい施設をとりまして地域で営農の方針が確立してきているわけですから、地域の営農の仕組みをこれは破壊するのではないか、こういうふうに考えます。また、農業の効率化によって、外国の農産物の輸入に対応するということが一つのねらいだろうというふうに考えますけれども、例えば、アメリカと日本の農地の比較をしてみた場合に、幾ら日本国内でこういった効率化を進めるとしても、これがアメリカの農産物に対抗できる、そういうふう

がつけられております。あるいは、一定の条件を有する集落営農組織であるということが必要で、代表者を定め、地域の農用地の三分の二以上の利用集積をする。また、農業生産法人化の目標を掲げるといった条件が必要となつております。

これは、外国の農産物との格差は正のために、この経営対策の対象品目を絞り、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショを掲げて、また、これについて、国内販売価格を超えてかかった担い手の生産コストを支援する、こういったやり方でございます。そして、その方式は、現行の品目別価格政策ではなく、外国との生産条件格差は正対策として、経営全体での品目を横断して一括して行う、こういうことが特徴というふうに理解しました。

また、収入の変動による影響の緩和のための対策としては、対象品目は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショを掲げて、減収額の九割について積立金の範囲内で補てんする、こういうふうな手法を提案されているわけですから、も、これにつきまして、私ども消費者の立場といつても、日本農業のこれまでのあり方といふものが非常に危機的な状況になるのではないかとうふうに考えます。

まず、この大規模化、そしてこの効率化を考えたこういった法案が出ているのではないかというふうに理解いたしますけれども、これは小規模農家を切り捨てることになるのではないかというふうに考えます。また、農業というものは、水の問題をとりましては、農業のあり方というものは地域で営農の方針が確立してきているわけですから、地域の営農の仕組みをこれは破壊するのではないか、こういうふうに考えます。

これにつきましては、農業のあり方というものはこの貿易の自由化のルールの対象にすべきではありませんけれども、今日本政府が進めておりますWTO交渉あるいはFTA、EPAの交渉において、これはやはり貿易の自由化といつたことが最終的なねらいになつてしまふと思ふります。

これにつきましては、農業のあり方というものはこの貿易の自由化のルールの対象にすべきではないと私どもは考えておりまして、例えば、WTOの交渉においても、環境直接支払いといつた発想を各國が持てるようなルールを定める、そういった各國の食料主権あるいは農業の多面的機能を実際に実現する、そういうルールは各国に認められるべきである、そういう立場で交渉をしていただきたいというふうに思います。貿易ルールは最低限のルールとして、貿易自由化のためのいろ

なものにはなり得ないのではないか、むしろ、発想を変えるべきではないかというふうに考えます。私どもは、国内生産の質的、量的な拡大を目指して食料自給率の向上を図ることが大切だというふうに考えております。具体的には、今国会議員の方々も有機農業の振興を目指して法案を検討されておりますけれども、日本における有機農業を中心とした持続可能な農業のあり方というものを農政の中心として位置づける、そして、安全でおいしい日本の国産の農産物を振興する、こういった政策こそが重要ではないかというふうに思いました。

今回のこの法案につきましては、食べ物をやはり商品としてどういうふうに生産し、販売して、利益を上げたらいいか、こういったねらいが中心ではあると思うんですけれども、私どもとしましては、食べ物は、単なる商品としてとらえるべきではない、その値打ちはお金で計算できるものではない、こういった立場から日本の国内の生産のあり方を考え直すときではないかというふうに考

いろいろ交渉に妥協すべきではないというふうに考
えます。

最後に、民主党提出の食料の国内生産及び安全法性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案について、コメントを述べさせていただきます。

食料自給率目標を五〇%とするというふうに書かれております。これは、現在の基本計画は四五%，こういつた目標が掲げられておりまして、現実には四〇%が続いているわけですから、私どもとしては、この五〇%はもう最低限として、できればより高い目標を掲げて、それに対する実効性ある政策をとるべきだと考えておりますので、自給率目標を高く掲げるという発想には賛成いたします。

また、主要農産物に直接支払いをする。この
いった考え方につきましても、直接支払いあるいは
環境直接支払いといった考え方を充実させて、
これは、すべての農家に対し与えるべきではない
かというふうに考えます。

また、米の生産調整は廃止する。これにつきましては、私どもも考え方としましては賛成をいたします。各自がやはり経済的な自由権に基づいて自由な生産を行うということは、この社会の基本的ルールであるというふうに考えますし、一九七〇年代からの日本の生産調整の歴史を見ましても、農村における非常にゆがんだ仕組みを生産調整が生み出してしまった。こういうことを考えまして、も、生産調整は廃止すべきではないかというふうに考えます。

また、漁業者に直接支払いをする。こういった発想も非常に尊重に値すると思います。

内問題で非常に消費者の不安が高まる中、こういった発想は非常に大事ではないかと思います。また、輸入検疫体制を整備する。これにつきましても、私ども賛成をいたします。

総じて、今回のこの内閣提出法案三法案につきましては、農業の構造改革を加速する、そして国

際競争力を強化する、こういったねらいのもとに提出されておるわけですけれども、私どもは、そうではなく、やはり日本の農業あるいは各国の農業をどう充実させていくか、そして安全な、そして地域の生産体制といったものを尊重する体制をいかにつくるか、こういう発想から、一定の農家だけに、あるいは生産法人だけに限定するのではなく、幅広い支援をこれからも行つていく必要があると思います。

それから補足ではありますけれどもいろいろなニュースを見ておりますと、現在この新たなる手に対する経営安定のための交付金の制度というものが実際には予算もつけられ進行しております。さまざまな政策が各自治体においてもう既にこれらよっておつまとして、今回、重要な

問題につきまして審議が行われているわけだけれども、この国会での審議というものに先んじてさまざまな政策が先取りされているということにつきましては、私は、非常に遺憾に感じております。この点につきまして、十分な御審議を行つた上、国民の意見が反映されるような法案の審議ということを私は望みます。

(拍手)

○稻葉委員長 ありがとうございました。

○合瀬参考人 次に、合瀬参考人にお願いいたします。

NHKの解説委員の合瀬宏毅と申します。

きょうは、このような場を与えていただきまし

て、大変ありがとうございます。私の解説委員としての担当は、農業、漁業など第一次産業と食料問題でありまして、日々のニュースの解説のほかに、日本各地で頑張る農家の姿を描きます「たべ

「もの 新世紀」という番組に出演してコメントしております。毎週日曜日の朝に放送する番組なんですが

すが、既に六年続いておりまして、消費者からの反応も多くて、消費者の農業の生産現場に対する関心の高さというものを感じているところです。私が解説委員になりましたのは七年前で、それ

たなすこと農業を統合しているということでした。産業という視点から見ますと、極めて特殊で、またこれが今農業が元気がない原因なのかなとうふうに感じました。

知恵と工夫で自由な発想でやつていくということが必要だと思います。そうしてできた農産物が消費者に支持されて、生産者と消費者が非常にいい関係を築く、そういう関係をつくることが今の農政に課されている宿題だと私は思います。

そうした視点から、きょうは、今回提出されております法案のことについて述べさせていただきますが、私がこれから述べることはあくまでも私の意見でありまして日本放送協会の意見を代表するものではないということをあらかじめお断りしておきます。

さて、今回、農水省から出されました品目横断的経営安定対策なんですが、私は三つの点で注目すべきだというふうに考えていて、一つは、残る意見でありまして日本放送協会の意見を代表するものではないということをあらかじめお断りしておきます。

すべき扱い手を絞つて施策を集中させたことで、二つ目は、一定の所得を保障した結果、農家の経営上の選択の幅を広げたということです。三つ目は、日本農業を閑税で守る構造から税金で守

る方法に転換したということです。まず、担い手を絞つて施策を集中した点です。

品目横断的経営安定対策は、これまですべての農家を対象としていた作物別の価格補償を、個人あるいは法人の所得に注目し、結果的に守るべき農家に集中させたものであるというふうに理解し

ています。現在の農村の状況を見てみると、農業を主にしている人ですか、サラリーマンをやりながら農業をしている人など、さまざまあります。こうした人たちすべてを守るのではなくて、農業政策ですから、やはり今後の農業を担っていく人を育していく、これは極めて妥当なことだと思います。

農家にとりましても、一定の所得が保障されるわけですから、その所得のもとで、いろいろな作物を組み合つせながら生きていかなければ

物を組み合はせたから経営を考えていくといふことがで
きます。経営の自由度というのがより増していくものと思
います。

これまで、日本のWTOなど国際規律への対応というと、常に後手後手に回っておりまして、交渉が決まってから慌てて対策を講ずる、こうしたことを探り返してきました。交渉は交渉として、国内の改革を進める、こういうことがこれからは必要になってくるんではないでしょうか。今回の法案は、国際規律への対応という面でも評価できることは非常に難航しておりますが、自由貿易が、ますますこれから、とめようもない、加速していく中で、遅かれ早かれ、多分米も無傷ではいられないというふうに思います。

るというふうに私は考えています。
実は、農政改革ということで私がぱつと思い浮
かぶるのは、以前取材で訪問ました静岡県大東町の

農業法人のこととあります。ちょっとこのことを話したいんですが、この地区は、浜松市の近郊で、兼業農家が多くいる地域なんですね。三十年ほど前に、百五十ヘクタールほどの農地の圃場整

備をやつたんですが、このときに、町がすべて費用を負担する、そのかわり農地をすべて吐き出しませんといふことをやつたわけですね。それで、百五十ヘクタールほどの農地を、現在、六人ほどの農家が米づくりを中心とした農業をやっていらっしゃいます。近くに工業地帯がある地域ですから、会社勤めの人は会社勤めに集中してほしい。それから、野菜、園芸も盛んな地域ですから、園芸の人は園芸に集中する。そういう人たちには、農地を出して、そこで米づくりをやる人は米づくりをやる。こういうふうに分けたわけですね。

その結果、この地域では米づくりをする人は非常に低コストで米づくりをやっておりまして、現在、これは去年の価格なんですが、コシヒカリを六十キロ当たりおよそ一万六千円で地権者の人たちに販売している。これは十キロ当たりにしますとおよそ二千七百円であります。私たちが東京でコシヒカリを買うとおよそ五千円ぐらいはするわけですね。この価格は、消費者としても非常にハッピーでありますし、生産者としても非常に高い利益を上げている。地元のものを地元に売るわけですから流通経費はゼロでありますし、ここでは生産者と消費者との非常にいい循環ができるというふうに言われております。今では、この地域は、全部、およそ一ヘクタールほどの区画にし直して、さらにコストダウンを目指して、多分、六十キロ当たり一万円ぐらいまでは引き下げられるだろうというふうに言われております。

私は、最終的には、こういう地域を日本じゅうにつくることが結果的に日本の農業を強くすることだというふうに思っています。今回の農水省の法案が直ちにこうした姿をつくるわけではありません。ただ、構造改革のスタートに立つただけだと言つべきだと思います。逆に言うと遅過ぎるぐらいだということです。しかし、重要なのは、着実にこれを実行して活気ある農業をつくることだというふうに思います。

今回の法案をより実効性の高いものにするためにはどうすればいいかというと、参加者をふやすことがあります。これまでの国会の議論を聞いておりますと、当初の参加者というのは、面積ベースでおよそ五割ですか、百六十万から百七十万へカクタルとされています。ただ、現場の話を聞いていますと、かなり苦労されているようなんですね。

ていらっしゃるというところがあることは私も存じております。

あるという見地から、組合長退任後直ちにただいまのNPO法人を、農業の支援策とか食育の支援策とか安心な食料の推進とかいうことを事業目的に設立したものでございます。ですから、私どものNPO組織は、農業者は無論のこと、経済界、消費者団体、すべての方々で組み立てておりま

今回の法案をより実効性の高いものにするためにはどうすればいいかということ、参加者をふやすことがあります。これまでの国会の議論を聞いておりますと、当初の参加者というのは、面積ベースでおよそ五割ですか、百六十万から百七十万ヘクタールとされています。ただ、現場の話を聞いていますと、かなり苦労されているようなんですね。

原因の一つと私が考えるのは、この法案が非常に難しくて難解である、理解しにくいということと、もう一つは、農家がメリットをなかなか感じにくいということなんです。農水省で出された試算によりますと、支援水準はこれまでの支援水準と余り変わりないというふうにされています。この法律の大きな目的の一つが、構造改革を加速するという面で、することを考えると、やる気を引き出すためには、最初は若干手厚くやつて、その後、効率のよい経営ができる段階で徐々に引き下げていく、そうした工夫も必要なんではないでしょうか。

一方で、農家にも考えてほしいのは、積極的に参加に取り組んではほしいということなんですね。私も取材などで農山村をよく歩きますが、やはり皆さん高齢化していらして、耕作放棄地も目立ちます。高齢の方方が生き生きと農業をやることとは、それはそれで結構なんですが、それはそれとして、体力のあるうちに、これからの中長期情勢の変化に対応して、きちんととしたやはり産業としての農業をつくり上げておく、地域も活性化していく、そういうことも考えなければいけない時期に来ているんじゃないかというふうに思います。そのためにも、やはりきちんと取り組んでほしいというふうに思います。

最後に、民主党の案について少し触れたいと思いますが、農水省の案と最も違いますのは、対象者を絞り込むのかどうかという点です。民主党案では、すべての農家を対象とした直接支払いといふふうになっています。確かに、小さい農家で、知恵や工夫を駆使して、きちんとした経営をやつ

じております。

ただ、これから農業を担う、日本の食料生産というのを担う農家となるとこれはどうかといふうに考へるのは、私の知つてゐる農業法人の人々は、これは社員をいっぱい抱えているわけなんですが、その方を独立させるときは五ヘクタールからやらせるんですね。小さい面積ではやはり農家としてはなかなか自立しにくい、五ヘクタールあれば、いろいろな作物を分散してやはりリスクヘッジができるんですね。農業を經營として考えることができます。

やはり、私たちの税金を使うわけですから、対象者にはこれから日本農業を担う経営者としての視点を持つてもらいたいというふうに思うわけです。

最後に、活力ある日本農業を実現するためには、実はこの問題だけではなくて、農地問題など非常に多くの解決しなければならない問題が多いことも事実であります。ただ、政府には、一刻も早く構造改革というスタートラインに立つて、とにかく進めてもらいたいというふうに私は思いました。

どうもありがとうございました。（拍手）

○稲葉委員長　ありがとうございました。

次に、岩瀬参考人にお願いいたします。

○岩瀬参考人　ただいま御紹介いただきました、NPO法人夢大地の岩瀬でございます。

私は、こういう場所で話すことがふなれでございまして、今現在、農業をやっております。十八の年から五十年、専業農家として一貫してまいりました。また、昨年六月までは、地元の農協の組合長として務めたこともございます。その間、私は、非常に学ぶことがたくさんございました。前々から、このような状況で日本国民の食料を支える日本農業が大丈夫かということは常に思つておった次第でございます。

それで、結論として、この問題を解決するには、農業関係者だけではなくて、農業問題で

あるという見地から、組合長退任後直ちにただいまのNPO法人を、農業の支援策とか食育の支援策とか安心な食料の推進とかいうことを事業目的に設立したものでございます。ですから、私どものNPO組織は、農業者は無論のこと、経済界、消費者団体、すべての方々で組み立てております。そういう中で今活動しておるんですが、いかんせん、国の農業の施策が今回問われておるわけでございます。

今まで、私は、農業人生五十年、最大のショックは何であったかということをございます。それは、昭和四十五年でしたか、例の減反政策が始まりました。私はまだ若かったです。それまで、米づくり日本一を目指して挑戦したことでもございました。麦づくり多収穫競争に参加もしてまいりました。そうしたら、ある日突然、金をやるから米づくりを一割やめろ、これは、大変私は、夢多きまだ若い時代にショックでございました。

その後、今日を迎えておるわけでござりますが、五十五年後半から六十年にかけて、農業のたきというような現象も出てまいりました。私の子供、三人ございますが、当時小学校でございました。先生が、この中でうちがお百姓さんの子、手を挙げなさいと聞きました。でも、私は挙げるこれが恥ずかしかったと娘が申しました。というのは、農業は日本の経済発展の足かせなんだというような風潮が流れた時代のさなかであります。当時、私は、非常に残念に思つたわけでござります。

現在、いろいろな国際化の自由貿易の中で、私の住む愛知県東三河は全国でも有数な農業地帯であります、しかしながら、ハウスミカンの大産地である日本一の産地である蒲郡市ミカンは、今、もう経営が成り立たずして伐採をしておる農家がかなり出ております。中には、制度資金を借りて施設を拡大して、まだその返済が済まぬうちに、この燃料の、油の高騰の中で経営が成り立たなくなつた、そういう事態も起きております。

渥美のキヤベツは、三浦、千葉と並んで三大産地の大型産地であります。昨年は二度にわたつて産地廃棄がされました。しかしながら、その裏では、輸入野菜は増加の一途をたどつておる。高原のレタスもやりました。今、こういうことが日本農業の実態の中で生まれておると思います。

私は、JAの組合長として、多くの農家の経営状態をつぶさに見てまいりました。いわゆる、調達した資金が払えなくて、農協も回収ができないで、農家の資産を差し押された。私も判をつけました。そういう事例も多々あるわけです。今日はど、日本農業が壊滅寸前になつておる、いわゆる農業の平成恐慌だ、農業恐慌だと私は申し上げても過言でないほど今の農業が本当に大変な状況になつていることを、現場において、また、そういうJAの立場から見て、実態がどうであるということをまずお話し申し上げておきたいと思います。

このことは、二〇〇五年、去年の農林業センサスの数字の中にも、販売農家がどうとか、どれだけ減ったとか言われております。それが、如実に数字にあらわれていると思います。今回、政府から出されていますいろいろな法案、特に現場の農家の皆さんのが関心を持つております経営安定に伴う担い手の部分が非常に今さらやかれております。このことが今、前段の参考人からお話をあつたように、非常にわかりにくい部分もたくさんございます。しかし、私は今回の政府案を見たときに、本当にこれを遂行していったときに、日本の農業が活性化されるのかという疑問を持つておる一人であります。

なぜなら、日本の農業の置かれておる立場、環境はどうであるか。世界の国々の農業の実態とは立地条件が違つております。降雨量一つとっても全然違うわけでして、しかも南北に長いこの島国の中の背骨には山が連なつております。そこから北と南に川が流れ、そういう立地条件の中でも農業をやるには、やはりその地域の特質を生かしたもの、本当に大きな農業だけという動きでなくて、

いろいろな知恵と工夫の中でその地域に合った農業を構築していく。とにかく今は、やる気のある農業者、完全にもう夢も希望もなくなつておる農業者の多い中で、そういうところから灯をともし、地域に密着した農業を構築していくことが将来の大型農家をつくつていく一つのスタートラインになつてこよくななというふうに考えておりまして、当面、今、あなたは規模別要件で担い手ですようどうですよということは、だれがそれをやり、だれがそれをやつしていくのかということは非常に難しいな、かようと思つております。

なぜなら、今私のところの地域でも、米作につきましては、もう受託組織で十町歩、何町歩といふ規模の拡大でほとんどこれに近い形ができ上がつておりますが、私も今、田畠合わせて三町弱、二町九反ほどつくつておりますが、複合経営なんですね。今、日本の農業を支えておる園芸作物等の販売価格が国際化の中で輸入に圧倒されて立ち行かなくなつておるというのが現状で、これが一番農家が疲弊しておる最大の要因だと思います。農村の集落で、個々の農家によつて成り立たせていくということが一つ大事だということを私は申し上げておきたいと思います。

それから、我が国の農業は、あくまで家族經營でずっととなされておりました。そういう中に、あなたは認める若い手農家ですよ、いや、あなたは長年御苦労さんでしたという切り捨て論が、果たしてその影響がどう出てくるかということも未知数だろうと思いますし、また、法人の経理の一元化も、集落単位でそれぞれの地域の農業が成り立つていることを考えると、将来への助走期間があつてという話ならまた別問題ですが、十九年度からという話になりますと、非常にこれもなじまないところかなというふうな考え方を持つております。

しかしながら、ここで農政改革、農業構造改革を断行するということはとても大事なことだと思います。このままほつておくわけにはいきませんので、当然のこととございますが、一つだけ大事

なことは、農村現場の実態をよくよく精査して、それぞれどうあるべきかという結論を出していただきたいと思うわけでございます。ですから、これは地域農業の声を無視したり、いろいろな中でやつてまいりますと、例えば転作もそうでした、転作を完了させないと補助金はやらぬよという文句がいつもついて回っておりました。それで、制度上、麦、大豆もふえておつたんですが、これからはそうじやないわけですね。ですから、現場の理解と協力なくしては、この農業構造改革はできないと思います。私は、そういうところを本当に痛切に感じてきたものでございます。

なお、この案について、民主党さんの方から別の案が出ております。私は、そういう意味で、すべての農家ということを言われておりますが、これにはあくまで絶対条件がある。将来、日本の農業の活力になつていくであろう農家にあくまで限定をしていく、だれでもかれでもいいわけじやないと私は思います。この辺のところは、今までの農村の風土とか、そこに携わる人々の人間関係等を考えてみると、やはり日本の場合は、耕地面積の拡大ということもある程度のところまではいきますが、世界に並ぶところまでは到底無理な話であります。

ですから、家族経営を中心とした、意欲のある、将来は地域の農業をじょつて立てるだろう、そういう農家を早く育成し、励まし、夢を持たせるということが、農業改革の施策の以前の問題として非常に大事なことになつてくるのではないかうかと思つておるわけでございます。

農業はどういう意味でほかの産業と違うかといふところは、工業と違って効率だけでは物差しが当たらない。特に、日本の農業はコストがかかつております。ですから、コストだけ削減するということは到底、これは日本の立地条件からいつて不可能だと思います。食は人の命であるという大原則、日本の農業は日本国民の命であるということが大原則にならうと思います。ですか、一番大事なのは、日本の国民すべてが、日本

農業はどうあるべきかというコンセンサスをとつていくことが非常に大事だろうと思います。最後に、昨日、日本農業新聞にこういうようなことが論説として書いてございました。

「後半国会 農業再建に向け論戦」ということでございますが、要旨は、担い手経営安定新法案を審議しているが、法案は、直接支払い政策支援を一定の基準を満たした担い手に限定するものである、一律農政からの大転換を図ることは大きな意味がある、こうしたことから始まりまして、一番強調しているのが、農業者が積極的に取り組める環境をつくることは国会の責任である、中でも、予算規模とその財源を明らかにさせることは、これは安全保障の問題だらうと思いませんが、明らかにさせることは極めて重要で、経営安定対策は、WTO、FTAに伴う市場開放の国内対策の要素も持つておる、自由貿易で恩恵を受ける自動車や電機などの輸出産業が、犠牲を払う農業、農村の振興のために、国内対策費を負担する仕組みを国会としてしっかりと方向づけをしていただく必要があるということが書いてござります。

私は、こういつた日本農業の重大な局面において、今後後半国会、先生方によりまして本当に議論されまして、あすの日本の農業の再構築のために築き上げていただくことを切にお願い申し上げて、終わらせていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。(拍手)

○稻葉委員長 ありがとうございます。

○並木委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○稻葉委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。並木正芳君。

○並木委員 自由民主党の並木正芳でございます。

参考人の皆様には、お忙しい中を御出席いただき、貴重な御体験あるいはお考えを御教示いただきまして、本当にありがとうございます。私からも心から感謝を申し上げたいと思います。

最初に合瀬参考人にお伺いいたします。

考え方として私と通じるものがあるわけですか

れども、十分という中でお話しできなかつた点も含めてお話ししただけれどと思ふんです。

農業構造改革という視点を持った、そうした意味での法案という、その辺についてなんですかけれども、今、御存じのとおり、世界はメガコンペティションの時代、大競争の時代と言われて、あらゆる分野、あらゆるレベルでの厳しい競争が行わされているわけであります。こういう時代にあつて、例えば教育の分野でも、日本的な文化とか伝統を重んじ、日本的心性というかそういうものをもしかりではないかというふうに思うわけです。

この日本の国土を涵養し、そして文化をはぐくんできた、そういう日本人をつくる、こういうものがテーマになつているわけですから、農業においてもしかりではないかというふうに思うわけです。この日本の国土を涵養し、そして文化をはぐくんできた、そういう日本人をつくる、こういうものがテーマになつているわけですから、農業においてもしかりではないかというふうに思うわけです。

そうしたときに、農業を取り巻く環境というのは、まさに先ほどのお話にあるわけですからともも、WTOの農業交渉あるいは東アジアを中心とするEPA、経済連携協定、こういうものが進められて、自由貿易化が進んでくるわけです。こういうことを見ますと、主要な作物とはいっても、WTOの農業交渉あるいは東アジアを中心とするEPA、経済連携協定、こういうものが進められて、自由貿易化が進んでくるわけです。こういうことを見ますと、主要な作物とはいっても、WTOの農業交渉あるいは東アジアを中心とするEPA、経済連携協定、こういうものが進められ、まさに先ほどのお話にあるわけですからともも、WTOの農業交渉あるいは東アジアを中心とするEPA、経済連携協定、こういう保護のあり方ではもうどうしても国際的に立ち行かない、そこで、担い手なり経営を支える、あるいは環境保全、こういう面から日本の農業を守る、こういう視点が当然必要になつてくると考えるわけです。

また、国内的には、非常に高齢化してしまつている農業である、若い後継者の育成あるいは確保が急務だというところで、魅力ある経営、所得が安定するような経営を図つていかなきやならない、あるいは世襲的な農業を企業感覚というか経営感覚を持つた農業にしていかなきやならない、そういうような点で、この政府提案の扱い手三法案はまさに改革、対外的、対内的事情に合わせた

そうした政策の方向性を明確に持つた法案だと私は考えるわけです。

一方、民主党の案は、先ほどもお話を出ましたとおり、すべての方を対象にして交付金というか直接払いというのをやつしていくということで、そういう意味ではばらまき助成策というようななどこれまで、今、御存じのとおり、世界はメガコンペティションの時代、大競争の時代と言われて、あらゆる分野、あらゆるレベルでの厳しい競争が行わされているわけであります。こういう時代にあつて、例えば教育の分野でも、日本的な文化とか伝統を重んじ、日本的心性というかそういうものをもしかりではないかというふうに思うわけです。

その辺についてもう一度、今ちょっと整理させていただいだんすけれども、合瀬参考人の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○合瀬参考人 済みません、私は、きょう風邪を引いておりまして、なかなか声が出ませんで、大変失礼いたします。

非常に農業を取り巻く環境が厳しくなつてゐる、国際的にも厳しくなつてゐるということなんですが、私は、WTOの問題は、結局国内の消費者と生産者の問題だと思うんですね。結局、どんなに関税が下がろうと、国内の生産者が消費者に支持されるものを作つれば、別に海外からどんなものが入つてきても関係ないわけですね。生産者としては、今消費者がどういうものを見んでいるか、経営としてどういうふうに自立できるかといふことを考えて生産をやつしていく。これまでの日本農業というのは、そうした生産者と消費者のパイプの、考え方のミスマッチといいますか、その辺がかなりやはり大きかつたんだろう、そこをまずどうするかというのが私は非常に重要なんだろうと思います。

それで、農村が非常に今危機的な状況にあると言われるんですが、一番危機なのは、先ほどの参考人のお話にもありましたけれども、やつてている人が自信をなくしているんですね。農業はだめだ、だから息子にも農家を継がせない、どんどん後継者が減つていく、一体どうすればいいんだ、そういう悪循環に來ているわけなんです。

ただ、本当に、最近は環境だと食べ物だとかも有機農業だとかを考える若い人たちが多くて、実

は、私どもの番組で、三月にそつとう若い人たちを呼んで、二時間ほどスタジオで討論番組をやりました。そのときに来てくれた長野でトマト農家をやっている人は、これは三十二歳の人だったんですけど、その人はかつて銀行に勤めていて、それ

から保険会社に入つて、そのときの年収が何と七千万だったんですね。トップセールスマンで、たぶん、その辺が不確かではないか、こういうふうに感じる、それが私の考えなんです。

その辺についてもう一度、今ちょっと整理させさせていただいだんすけれども、合瀬参考人の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○合瀬参考人 済みません、私は、きょう風邪を引いておりまして、なかなか声が出ませんで、大変失礼いたします。

非常に農業を取り巻く環境が厳しくなつてゐる、国際的にも厳しくなつてゐるということなんですが、私は、WTOの問題は、結局国内の消費者と生産者の問題だと思うんですね。結局、どんなに関税が下がろうと、国内の生産者が消費者に支持されるものを作つれば、別に海外からどんなものが入つてきても関係ないわけですね。生産者としては、今消費者がどういうものを見んでいるか、経営としてどういうふうに自立できるかといふことを考えて生産をやつしていく。これまでの日本農業というのは、そうした生産者と消費者のパイプの、考え方のミスマッチといいますか、その辺がかなりやはり大きかつたんだろう、そこをまずどうするかというのが私は非常に重要なんだろうと思います。

それで、農村が非常に今危機的な状況にあると言われるんですが、一番危機なのは、先ほどの参考人のお話にもありましたけれども、やつてている人が自信をなくしているんですね。農業はだめだ、だから息子にも農家を継がせない、どんどん後継者が減つていく、一体どうすればいいんだ、そういう悪循環に來ているわけなんです。

ただ、本当に、最近は環境だと食べ物だとかも有機農業だとかを考える若い人たちが多くて、実

いう構造改革が私は今一番必要ではないかというふうに思います。

○並木委員 農水省が発表しました二〇〇四年の農業経営統計、これは皆さん御存じですけれども、二十ヘクタール以上の集落農家の所得が八万円と五倍以上になつていて、労働一時間当たりの農業所得では、集落農が三千五百九十五円とい

うことに対して、個別営農は百二十二円と三十倍近く差になつていています。

こういうことからすると、今、農地を集めてとくことに対する見込みで、この数字から見てとれるということになると考へるわけです。十年後の農水省の見込みでも、「農業構造の展望」というところで、しっかりと暮しが立つ農業経営というのを展望して、こうしたことを見込んでいます。

合瀬参考人にもう一度、その辺、今、魅力あるビジネスとしていくことが必要なんじゃないかと言つていますから、きっとそなうなんでしょう。これがからの農家に本当に必要なのはそうした経営感覚といいますか、先ほど私が五ヘクタールの話をしましたけれども、どうしても新規就農者といふことは怖いですから、きっとそなうなんでしょう。

これは、一つのものをやつてそれが市場に受け入れられなかつたらそれで終わりですから、でも、広い農地を持っていろいろなものをつくれればね。それは、一つのものをやつてそれが市場に受け入れられなかつたらそれで終わりですから、でも、もう一つ、自給率といふことで、民主党さんが非常に意気込みを語つているところなんですが、それでも、こういうあり方も含めて、政府の見込みというのを見込みどおり行く上での留意点、そういう御意見がありましたらお聞かせください。

○合瀬参考人 自給率といふことでございますけれども、自給率については、これはやはり日本人の食生活がかなり変わってきた今回の基本計画でもかなり言及されておりますけれども、生産者の問題とともに、やはり消費者の問題でもあるわけですね。

先ほど私は、生産者と消費者のいい循環というふうに言いましたけれども、今回の基本計画でも、食育ですか、それから自給率を上げるために、まず食品産業、より消費者に近い食品産業と農業現場とが産業クラスターを一緒につくって、それを農業現場に戻す、そういう消費者により近いところの政策も用意されるというふうに理解し

そうしたことが結果的に自給率を伸ばしていくのだろうというふうに私は思いますけれども、ただ、十年後に五〇%になるのかどうかという件につきましては、どうでしようか、私はなかなか難しいのではないかとうふうに理解しています。

実際に食品産業の中にもこれだけ安心、安全ということが言われておりますし、地場産野菜とかいうものにも興味が高まっていますから、例えば、ロイヤルなどは、地場の野菜を使った地場のメニューといいうものも展開しておりますし、地元産の野菜を使った漬物とかというものを展開していくこうということもあります。そういうところの加工業者といいますか、業者を巻き込んでやつていくことがやはり重要なのであって、数字は結果としてついてくるものなんだろうというふうに考えております。

私も、五〇%になり六〇%になるのは大変すばらしいことだとは思っているんですけど、そこは本当に生産者、消費者、それから食品業者、それぞれの取り組みにかかっているというふうに思いますが、

○並木委員 時間が余りございませんので、ほかの方に聞きたいところなんですけれども、忠参考人にお聞きしたいと思います。

参考人は、先ほどのお話のように、いち早く法人化を進めて、現場でいろいろ携わつていらっしゃる。その辺の集落営農よりさらに先を行つているようです。仲間を集めて法人化したといういきさつも先ほどお聞きしたんですけれども、こういうメリットがあるんだろうというような思いもあってだと思います。その辺の現実のメリットについて。

それと、説明会がなかなかきちつと説明ができるでないといふような、現場がやや混乱しているというようなお話をあつたんすけれども、農地、水あるいは環境、この環境直接支払い、こういうところも含めて説明すると余計わかりにくくなるから、その辺はやつていなかつわかりませんけれども、そういうものも説明すべきだという

方。 ような意見もありました。そういう説明会のあります。 さらに、高齢者に軽作業とかを再委託して、生きがい対策にもなつてゐるということなんですけれども、この辺の実態と効果というか、それについてもう一度お話ししただけだと思います。

○忠参考人 お答え申し上げます。

まず、法人化のメリット、その前にいきさつでございますけれども、私は、農家の長男として生まれ育つてまいりましたけれども、実は地元を離れて営農指導、農協に入所してございました。ただ、母親がちよつと病弱なこともあります。当時、わずか二ヘクタールの農地でございましたけれども、父親から、うちへ帰つてこないかとうような誘ひもございました。

私は、そこで生まれ育つた者がその地域で生涯生活していくならば、農業というのも捨てたものではないんぢやないかな、ただ、やり方を工夫しないといかないと農業だけでは食べていけないだろう。事実、私の同級生はみんなサラリーマンをやつておりますので、中にはそういう人間がいるともいいだらうかというような思いもあります。それが、青年活動で知り合つた他の若い農業者とのきっかけになつたわけであります。

当時は、法人化のメリットがどこにあるのかということは、細かなところまではわかりませんでした。ただ、どんぶり勘定で家計と経営というのがごつちゃになつていては、どこに問題があるのかということがわからないまま農業をするということについては不安もありましたし、これではいかぬというふうに考えておりました。それをまず分離することが、農業を経営として見るきっかけにもなりますし、改善にもつながる、そしてまた、目標を設定しながらそこに進んでいくという力にもなるのではないか、そんな思いでございました。

たまたま早くから農産加工事業を手がけていたこともあって、おかげさまで、当時から有名なデパートさん等々の引き合いもございまして、取引

が必要だ、あなたの方は農業者の集まりだとは聞いっているんだけれども、口座はどうなんだとか、そういうことを求められたときに、「ああ、これはやはり法人化というのが必要なんだろう。いわば、今申し上げれば対外信用力とでも申しますか、そういうことがやはり経営としては重要ななってくるんだろうというようなことで、それを一つのメリットにしたということも言えるかと思います。

ほかにもさまざまござりますけれども、あちこちで言われていることでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

それから、今回の法案の各地への説明につきましては、私ども、地域においては集落ごとにその説明に入っていますが、現在、具体的な説明に入っているのは大豆、それから特に麦でございます。秋まきしなければならないというようなところから、重点的な指導がなされてございます。

ただ、しかし、他の参考人もおつしやいましたけれども、制度がちょっと複雑でなかなかわかりにくいというような部分もあつたり、もう一言言うならば、現場で説明に当たる方も、何かちょっとやふやなところなきにしもあらずというようなこともあります。秋まきしなければならないというふうなこともあります。そこは少し時間が必要なのかなという気がいたします。

ただ、先ほど発言もさせていただきましたように、どうしても担い手になれない農業者が出てしまいます。では、そこはどうするんだという部分が、まさに地域環境の維持保全を目的としている環境保全向上対策なんだろうというふうに思いますので、一緒に説明するとわからないということではなくて、これはこうだ、こつちはこうするんだ、そういう整理の仕方をした上で説明があつていないのでないかなというふうに思います。

それから、お年寄りの生きがい対策とでも申しますか、私どもには、先ほど御案内した作業のほかに、延べ人數でありますけれども、年間で

この五百人日ほどの臨時の方が多いらしいです。特に農産加工の時期に、日によつては二十人、三十人といふ農家女性の方に来ていただいております。これは、まさに地域と法人の密接な関係づくりが実現されているのではないかというふうに思つております。

以上でござります。

○並木委員 時間でありますので、残念ながら質問はこの辺にさせていただきますけれども、もちろん法律ができただけですべて農業が強化されるわけではありませんので、きょう、にわかづくりの、交付金目当ての集落営農ではないとか、岩瀬先生からも、しつかりと農家が希望持てるような農業の制度づくりをしてほしい、そういうような御意見をいたしましたので、皆さんのお意見を参考に、これからもしつかりと国会の方でも頑張らせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○稲葉委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 民主党的黄川田徹であります。

ただいま参考人の皆様方には貴重な御意見、そしてまた熱弁をいただきました。心から感謝申し上げる次第であります。

私は東北の出身でありますし、生まれ育ち、骨を埋めるところ、丸ごと中山間地でありますので、その視点からの質問になるかもしれません。順次質問していきたいと思っております。

まず最初に、忠参考にお尋ねいたしたいと思います。忠さんは農業法人の経営者として、本当に意欲と能力を十二分に發揮しておられると思います。深く敬意を表する次第であります。

ところで、政府の法案なんでありますけれども、扱い手に対する直接支払いなんでありますけれども、この用意されている支払い額は、これは現状を維持するにすぎないのではないか、あるいはまた、増産意欲あるいは規模拡大、そういうところに持っていくものではないんじやないかと言つておられるのでありますけれども、こういうふうに言い回しに対してものうな認識でしようか。

○忠参考人 お答えいたします。

そういう見方は確かにできるとは思いますが、でも、不安を言えば切りがないんじゃないかなと、もちろん、いただけるものはたくさんいた大にこしたことはありませんけれども、もった人の経営努力がそれによって鈍るのではないかな、そういう政策ではやはり困るのだろうというふうに思つております。

合瀬さんもおっしゃつてましたけれども、市場の変化に対応する、そしてコスト低減を図る、あるいは良質なものをつくる、そしてそれをしっかりと消費者の皆様方に届ける、そういう経営努力というのがむしろ必要なんではないかな、私はそんなふうに考えてございます。

○黄川田委員 本当にみずから農業を若いころから法人化して頑張ってきた、努力してきたというその意味合い、よくよくわかります。

また一方、先般、農業委員会の一部改正とかで、農地の集積とかいろいろな仕組みをどんどん進めておこう、あるいはまた、知事にいろいろな力をつけて政策を進めておこう、あるいはまた、受託も可能な限り担い手に集積されるようにと、いうふうな形になつております。

忠さんは、農協さんとかあるいは普及員とか、いろいろとそういう連携が一番大事だということを感じておるでしようから、農業委員会の農地集積なんかの関係で、どちらかというと、財政状況が厳しい中で市町村の農業委員会も十二分な力を發揮できないでおるんじやないのか、そういう気もしますので、よろしくお願ひいたします。

○忠参考人 農地の集積ということにつきましては、確かに、いろいろな方々の努力があつたりしても、やや鈍いといいますか、思うような成果が上がつていないと、いうようなことも耳にはしますけれども、私は、そういった時代がようやく終わつてしまふのかなと。

と申しますのは、やる気と能力のある農業者が

いるいないにかかわらず、昭和一けた台の農業者の方々が、いよいよ体力的に、申しわけありません

んけれども、もたなくなつてきてる。これからはまず受け皿がないと流動化も進まないのでないか。農業委員会の機能にも、いま一步そういう意味で御努力をお願いしたいと思います。

○黄川田委員 それでは次に、山浦参考人から御意見をいただきたいと思います。

先ほどお話ししたとおり、私は中山間地のところおりまして、まず農業の前に集落があつて初めて成り立つといいますか、農業がひとり立ちで活動しているんじやなくて、その地域社会における農業というふうなことをいつも思つておるわけであります。

そしてまた、今の政府の政策は担い手に集中するということでありまして、非担い手の関係といいますか、産業政策の農業政策ではなくて、地域政策の中でさまざま展開していかないと、毎日毎日川のさまざまな集落が消えていく、集落が消えていくということは村もなくなつていくというふうな感じを強くしておるわけであります。

そしてまた、総務省の政策。昭和三十年の昭和の大合併から平成の大合併ということで、三千二百の市町村が千八百台になるという形の中で、やはり集落があつての一万人未満の町村なんかは、どうやつて生きていくのかということで大変な難儀をしておるわけであります。

小泉総理の、いわゆる構造政策であります。光と影といいますか、光が強ければ逆に影も大きなものがあるというところがあると思つております。市町村の合併も、この新しい農業政策大転換という政策も、どうも暗い影を起すような形。あるいはまた、今でも耕作放棄地、遊休地があるところもあるというところがあると思つております。市町村の合併も、この新しい農業政策大転換

に実施して、ある意味では車の両輪と言われている農地・水・環境保全対策、まあ政府提出でありますけれども、むしろその部分の方を本格的な政策として確立しなきゃいけないと私は思うんです

が、こういう考え、いかがでしようか。
○山浦参考人 私も中山間地のいろいろなヒアリングに出かけたことがござりますけれども、今回示されしておりますような集落営農の条件、あるいは認定農業者のこういった条件というものは、やはり日本の多くの中山間地域においては当てはまらない場合が非常に多いということを実感しております。

例えば、私が参りました京都府の山間地の方の集落ですけれども、やはり耕地面積が非常に狭い谷合いにありますて、集落の営農規模としてこういうふうな条件をつけようと思つても、これはとてもできない、そういう実態が各地にやはりあると思うんですね。

現在、やはり政策として掲げなければいけないのは、非常に過疎化が進んでいるこの状況について、どうやつて元気な農村社会をもう一度つくり上げるか、そういうことですから、やはりこういつた規模による切り捨てというふうなことは非常におかしなことになつてしまうと考えます。

先ほどからも、やる気のある農家を育てなければいけない、これは私も大賛成でありますて、このためには、さまざまな例えれば今回の予算措置をするに当たつての条件をつけて、そこでなければいけないというふうな縛りをかけるのではなくて、本当に元気のある農村社会というものが消費者と結びつくような、そういう環境を自由にできる、そういうふうな条件をつけていくことではないかと思います。

それから、今回の、担い手について非常に限定することにつきましては、担い手の限定という意

農家、生産者といったものの意欲をそがないような政策はまず必要ですけれども、基本的な生産基盤をしっかりとこれからも確立していくというこ

とはやはり重要ではないかというふうに考えます。
○忠参考人 私ども消費者は、よく生産者との提携活動といふことをやつております。私も三十年来、茨城の七軒の農家と産直提携をやっておりますけれども、やはりその地域でなければできないおいしい野菜、お米、こういったものを消費者は非常に期待しておるわけですね。こういうふうな太いパイプを各地域につくれるようなネットワークをつくりていく、こういうふうなものを支援することがこれからは必要ではないかと考えますので、過疎化を食いとめるための積極的な対策をこれからとつていかなければいけないというふうに考えます。

それでは、時間も半分過ぎましたので、引き続き、合瀬参考人にお尋ねいたしたいと思つております。

もう私が申しますまでもなく、農業とか林業の多面的機能といいますか、例えばお金に換算すると、農業であれば八兆円ですか、林業であれば七十兆円とか、そういうふうな形で言われておるのであります。産業政策ということで、ある意味では新規政策といいますか、例えばお金に換算すると、農業であれば八兆円ですか、林業であれば七十兆円とか、そういうふうな形で言われておのであります。

それから、今回の、担い手について非常に限定されることにつきましては、担い手の限定という意

思つているんですよ。例えば、四方を海に囲まれた我が国日本であります。やはり、国土を守るといいますか、日本の國はここまでこういう形で、住んで生活し、そして日本国民の一員として頑張つてゐるんだ。特に、離島であります。日本という島国にありますと余り国境を感じないわけではありませんけれども、離島おる方は日々感じておると思います。そういうところで暮らしていく中で、本当に、国土保全といいますか、その最前線の中で頑張つておるという気も私はするわけあります。

そういう中で、民主党も、もちろん政府も最近、直接支払い、所得補償という政策がだんだん出てきましたけれども、これは特に、農業に限らず、林業、そしてまた水産業にも私はあつしかるべきと考へておるんですが、この点についての御認識はいかがでしようか。

○合瀬参考人 質問に答えさせていただきます。既に水産に関しては、たしか離島というか国境警備というふうな意味合いもあって、若干の直接支払いがあるよう認識しております。

そういうものも実は、私も田舎というか地方の出身ですが、地方にいるとなかなか気づかないんですね。そういうものをきちんと評価してあげることで評価してあげるというのは大変いいことだと思います。あとは、そのすばらしい価値をいかにビジネスというかお金にしていくのか。もちろん、直接補償というのは必要なんでしょう。そのため中山間地の支払いとかそういうものも設けていふるに私は理解しています。

ただ、やはり、産業としての農業政策と環境を守るということの社会政策とは、基本的には分け切るべきだ。そのことはそのできちんと評価をしてあげる。それをもつて、地方では、ビジネスにグリーンツーリズムなりマリンツーリズ

ムなり、今、漁村なんかでも、例えばカツオの町が、そこにある道具なんかも全部含めて博物館的な、ミュージアムにしようというふうな取り組みが始まつてゐるようです。

そういう地方の財産を、風景なりそういう財産をもとにして自立する道というのを探つていく、それが健全な農山村の姿なのではないか、元気を取り戻す姿なのではないかというふうに理解しております。

○黄川田委員 直接支払いといいますか、国民一人一人の皆様方に、やはり農林水産業のいろいろな役割があるんだということは本当に理解しているべきだと思つております。

そしてまた、何度も言いますけれども、私は地方から来ておりますので、昔であれば、その市町村、市町村の顔が見えるといいますか特色ある町づくりということでみんな頑張つてきた。丸ごと水族館みたいな形で沿岸地区では頑張ろうとか、私のところは岩手でありますので、遠野というところがありまして、どぶろく特区というような形で、グリーンツーリズム、滞在型の観光と農業とか、いろいろな意味で頑張つておるわけなんなります。

しかしながら、我々一人一人、生きていかなければいけません。生きていく中での所得というのは、いわゆる東京でいろいろな雇用の場があつて、選択肢が幾らでもあるというところで住んでおる人間とそうでない人間のまた基本的な認識の違いもあるかと思つております。

それでは、お待たせしました。岩瀬参考人であります。

先ほどは、熱弁、ありがとうございました。本当に、組合長として愛知の農業を支えてきたといふことが篤とわかつた次第であります。そしてまた、NPO法人の夢大地でありますよね、やはり大地に夢をということで、ますます元気で頑張つていただいておるところであると思います。

農業は農業者団体だけではだめなんだ、いろんな方々との連携とか、あるいはまた農業を通じて社会福祉、あるいはまた食育、あるいはまた国際交流とか、いろいろな意味合いで頑張られている法人なんでありますけれども、他団体との取り組みが見えておるのでありますけれども、今の政府の政策で、プロ農家に任さんだ、そして自給率を四五%ということになりますが、今の政策で耕作放棄地が解消し、そして自給率は上がると思われるでしようか。端的にお願ひいたします。

私たちのNPO法人は、活動してまだ一年に満たないわけでございまして、いまだ基礎づくりの段階でございますが、他団体との連携につきましては、特に食の安全問題につきましては、生活協同組合の皆さんと常に意見交換をしたり、地域の養護施設の子供さんまたは施設の皆さんと福祉活動の中で活動を展開いたしております。

ただ、私がまだ一年に満たない経験の中でお話を申し上げますと、今までになかった、農業の問題を多くの外部の方々が非常に理解してくれる、日本農業はこうあるべきだという応援部隊が外郭にどんどんできていくことが、先ほど私が説明の中で申し上げましたように、将来日本農業の活性化に非常に功を奏するということでお話できる組織が生まれることを私は切に願つております。

○法人活動は、至るところに農業に関した活動ができる組織が生まれることを私は切に願つております。

特に、耕作放棄地をどうするんだということでおで、私どもの方の、またこれは全くの白紙の案でございますが、耕作放棄地を使って食品加工場をつくつて、その放棄地で原材料を生産しようといふうな取り組みを今始めたところでござります。

ですから、いまだ、ここで他団体との連携の中で何を目指してやるという具体的なところまでいつておりますが、計画の中にはそういうことを十分含んで、総合的な効果を發揮していくといふ取り組みにしていきたいと思っております。

○黄川田委員 もう残り時間、最後であります。引き続き、岩瀬参考人にお尋ねいたしたいと思います。

先ほど耕作放棄地の話が出ました。遊休地、耕

作放棄地ということであります。産直組合とか、モチ米をつくつて頑張ろうとか、いろいろな具体的な御意見を賜ることができます。それで、モチ米をつくつて頑張らうとか、いろいろな具体的な連携というのは、具体的にお話しできます

○岩瀬参考人 お答えを申し上げたいと思います。

私たちのNPO法人は、活動してまだ一年に満たないわけでございまして、いまだ基礎づくりの段階でございますが、他団体との連携につきましては、特に食の安全問題につきましては、生活協同組合の皆さんと常に意見交換をしたり、地域の養護施設の子供さんまたは施設の皆さんと福祉活動の中で活動を展開いたしております。

ただ、私がまだ一年に満たない経験の中でお話を申し上げますと、今までになかった、農業の問題を多くの外部の方々が非常に理解してくれる、日本農業はこうあるべきだという応援部隊が外郭にどんどんできていくことが、先ほど私が説明の中で申し上げましたように、将来日本農業の活性化に非常に功を奏するということでお話できる組織が生まれることを私は切に願つております。

○法人活動は、至るところに農業に関した活動ができる組織が生まれることを私は切に願つております。

特に、耕作放棄地をどうするんだということでおで、私どもの方の、またこれは全くの白紙の案でございますが、耕作放棄地を使って食品加工場をつくつて、その放棄地で原材料を生産しようといふうな取り組みを今始めたところでござります。

ですから、いまだ、ここで他団体との連携の中で何を目指してやるという具体的なところまでいつておりますが、計画の中にはそういうことを十分含んで、総合的な効果を発揮していくといふ取り組みにしていきたいと思っております。

○黄川田委員 時間でありますので、終わります。ありがとうございます。

○稻葉委員長 次に、丸谷佳織君。

○丸谷委員 公明党の丸谷佳織でございます。北海道出身でございます。

本日は、四名の参考人の皆様から、本日議題となつております四法案について、現場からの率直な御意見を賜ることができまして、心より感謝を申し上げます。

四名の方々、それぞれ、法案については賛否両論、御意見の違いがございました。一つには、農業を経営という概念から見るのかといいますか、經營という概念を農業政策の優先順位の高いところに持つてくるのかどうか、この点で御意見が分かれているのではないかというふうにも感じながら、お話を伺いました。

そこで、まず、山浦参考人にお話を伺いさせていただきたいと思います。

山浦参考人は、農業構造改革の結果が農業、農村の維持発展に役立つかどうか疑問だというふうに発言をされておりますけれども、大規模化、効率化というものが小規模農家を切り捨てるのではないかという懸念からこういった御発言になつてゐるものと思います。

しかしながら、現在の日本、少子高齢化が深刻でございまして、一次産業の後継者、担い手といふのは非常に深刻な状況になつております。今後、日本の農業の安定的な発展に資するような後継者、そして担い手の育成ということをどのように考えていらっしゃるのか、この担い手育成という観点でもう少しお話を伺いたいと思います。

○山浦参考人 お答えいたします。

担い手の今後の育成につきましては、現在非常に私はチャンスではないかと思つております。といひますのは、アメリカ産の牛肉問題で、各國の安全基準の違い、安全対策の違いといふことがありますと、やはり日本の消費者としては、近場の、国産のものがいいのではないか、そういうふうな世論調査の結果も出ております。それから、従来から、日本の国産の農産物を日々食べるかということについて、なるべくそれを食べたい。そしてまた、最近も、地産地消といった考え方とか、あるいは海外から運んでくるデメリット、さまざまなエネルギーロスがあります。

四名の方々、それぞれ、法案については賛否両論、御意見の違いがございました。一つには、農業を経営という概念から見るのかといいますか、經營という概念を農業政策の優先順位の高いところに持つてくるのかどうか、この点で御意見が分かれているのではないかというふうにも感じながら、お話を伺いました。

そこで、まず、山浦参考人にお話を伺いさせさせていただきたいと思います。

山浦参考人は、農業構造改革の結果が農業、農村の維持発展に役立つかどうか疑問だというふうに発言をされておりますけれども、大規模化、効率化というものが小規模農家を切り捨てるのではないかという懸念からこういった御発言になつてゐるものと思います。

しかしながら、現在の日本、少子高齢化が深刻でございまして、一次産業の後継者、担い手といふのは非常に深刻な状況になつております。今後、日本の農業の安定的な発展に資するような後継者、そして担い手の育成ということをどのように考えていらっしゃるのか、この担い手育成といふ観点でもう少しお話を伺いたいと思います。

○山浦参考人 お答えいたします。

担い手の今後の育成につきましては、現在非常に私はチャンスではないかと思つております。といひますのは、アメリカ産の牛肉問題で、各國の安全基準の違い、安全対策の違いといふことがありますと、やはり日本の消費者としては、近場の、国産のものがいいのではないか、そういうふうな世論調査の結果も出ております。それから、従来から、日本の国産の農産物を日々食べるかということについて、なるべくそれを食べたい。そしてまた、最近も、地産地消といった考え方とか、あるいは海外から運んでくるデメリット、さまざまなエネルギーロスがあります。

近ではもつたないという言葉もブームになつておりますけれども。

そういうふうな食べ方の問題について、国民の意識というものは非常に最近高まつてゐると思いますので、私はこの担い手問題につきましても、

日本においてやはり、例えば有畜複合の生産体制をもう一度見直してみる、畜産業において、日本の飼料を、えさをどうやってつくつしていくかといつた、そういうサイクルをもう一度考えるチャンスではないかと思つております。

こういうふうに日本農業のあり方を考え直しますと、私が知つてゐる人々も、例えば生協の職員

だつた若い人が結婚して農村でみずから新規就農をしている例とか、さまざま新規就農の若い人たちの活動ということを見聞きしておりますの

で、やはり高齢化が進むことはあるわけですが

ども、一方で新しい試みとして、自分たちが日本本の消費者の食を支えるんだといった、そういう

人たちの意欲というものは出てくる可能性がある

と思うんですね。

したがつて、現在、そういうふうな新規就農についてのさまざまな措置を手厚く考へる、あるいは日本の農業をこれまでのやり方ではないものに

現実に地域の農業を支えるのは、一種、二種、兼

業を含めて、女性が圧倒的に多いわけですね、これを戦力にしない限りは地域の農業の活性化にはならないと。ですから、農協の正組合員も、一軒二人正組合員制、どんどん正組合員にしなさい

よということです。やつてきました、恐らく全国平均

をはるかに上回つておると思います。

担い手の育成で一つだけ、私が体験しておることを申し上げたいわけですが、今、三十一歳にな

る青年が私のところへ農業を勉強に来ておりま

す。彼は、私のところへ来る一年前の三月まではサラリーマンであります。それから一年間、県の農業大学校で就農のための基礎勉強をしてまいりました。私が学校から頼まれて、午前中三時間の授業をちょっとやってくれとこのことでお話を

しておるときに、三十数名の生徒の一人として一番前列におつた人なんです。一週間ほどしたら、岩瀬さんのところで農業の体験実習をさせてくだ

さいということで飛び込んできましたので、私も、申しあげないけれどもちゅうちょしたんですね。といふことは、今農業が厳しいですから、あくまで研修生で無料ということで来てくれればいいんです

ね。そういう農家の耕作放棄地が際立つて多く

農地をもらつて、耕せるわけがないわけなんです。そこから、私が、豊川市なんですが、相続で権利を主張して農地をもらつて、東京にある相続人が農地をもらつて、耕せるわけがないわけなんですね。そういう農家の耕作放棄地が際立つて多くなつてきました。その実家の後継ぎさんも、農家でやつていいからつくることはできない。こうい

う耕作放棄地の現状を見たときに、今、後継者の問題も含めて何とか考えなければいけないという深刻な問題が現場にありますから、私どもが、先

に私が感動しましたのは、積極的に女性の力を活用されて、それを実績として挙げられている点です。JAの経営、運営体制の中に女性の参画が少ないということが議論となつてゐる中で、本当に率先して女性の力を取り入れられてきた、あるいはJAの青年部の皆様と一緒に日ごろからいろいろ新しい試みをされているものと思います。

こうつた試みによつて担い手の育成に資するところが多いと考えますけれども、この担い手育成の観点から御意見をお伺いしたいと思います。

○岩瀬参考人 お答えを申し上げたいと思います。

私たちの農協では、早くから女性の活性化に取り組みました。恐らく全国で一番早く産直活動に入つたと思います。私が常に言つてきたことは、

現実に地域の農業を支えるのは、一種、二種、兼業を含めて、女性が圧倒的に多いわけですね、

これを戦力にしない限りは地域の農業の活性化にはならないと。ですから、農協の正組合員も、一軒二人正組合員制、どんどん正組合員にしなさいよ

よということです。やつてきました、恐らく全国平均

をはるかに上回つておると思います。

担い手の育成で一つだけ、私が体験しておることを申し上げたいわけですが、今、三十一歳にな

る青年が私のところへ農業を勉強に来ておりま

す。彼は、私のところへ来る一年前の三月まではサラリーマンであります。それから一年間、県の農業大学校で就農のための基礎勉強をしてまいりました。私が学校から頼まれて、午前中三時間の授業をちょっとやってくれとこのことでお話を

しておるときに、三十数名の生徒の一人として一

番前列におつた人なんです。一週間ほどしたら、岩瀬さんのところで農業の体験実習をさせてくだ

さいということで飛び込んできましたので、私も、申しあげないけれどもちゅうちょしたんですね。といふことは、今農業が厳しいですから、あくまで研修生で無料ということで来てくれればいいんです

ね。そういう農家の耕作放棄地が際立つて多くなつてきました。その実家の後継ぎさんも、農家で

やつていいからつくることはできない。こうい

う耕作放棄地の現状を見たときに、今、後継者の問題も含めて何とか考えなければいけないという深刻な問題が現場にありますから、私どもが、先

ほど申し上げたとおり、NPO活動の中でそういうところを何とか打開していくうじやないかとうことで勉強をしておるところでございます。

○丸谷委員 ありがとうございました。

続きまして、食料自給率と食育という観点からお話を伺いました。

まず、合瀬参考人にお話を伺いしたいと思

ます。合瀬参考人にお話を伺いしたいと思

ます。合瀬参考人におかれましては、一次産業、現場である農家と消費者といいますか視聴者お仕事をしていらっしゃること、非常に重要なことだと思います。

今ほど、BSEの不安を初めとして、消費者の皆様が食の安全と安心を求めておられる時期ではないと考えております。それだけに、今食に対する関心が高いわけでござりますけれども、実際に食料自給率を高めていくということは、生産面からの考え方では私は不十分だと考えております。需要面からこの自給率というのを考えいかなければいけない側面もあるわけでございます。

もちろん、食料自給率日本にとって、高ければ高いほどのいいわけござりますが、需要面から食料自給率を考えたときに、政府の四五%という数字が私は妥当であろうというふうに考えるわけでございますけれども、こういった視点で何か御意見があればお伺いしたいとの、同時にまた食育についても、基本法が制定をされ、基本計画が先日制定をされたところでござりますけれども、番組づくりの経験を生かして食育のあり方について何かアドバイスがあれば、お伺いいたします。

○合瀬参考人 御質問にお答えいたします。

テレビで実際に食べ物番組をやっておりまして感じるのは、本当に消費者が自分の舌に自信がないというか、自分の感覚がなくなってきたていると思うんですね。ですから、すぐ情報に流れるといいますが、私どもいろいろな食材を取り扱いますが、テレビで取り上げると電話が殺到しまし

て、大体二百件とか三百件とか来て、その農家はすぐに売り切れということになるわけですね。

生産者、消費者両方の、こういう状況にはあります。

あると思うんですが、一つは、消費者が本当に場とが離れて、自分で食べ物を食べたり、かいだりとか、そういう感覚がどんどんなくなつてい

く。結局は、やはり情報に頼らざるを得ないとい

うことになつていて、そういうテレビで流される情報に、私も流す一人ではあるんですけど、右往左往するわけですね。まずは、やはりそうしたこと

へのきちんとした情報を消費者に持つてもらう。

それともう一つは、今の人たち、本当につながりというふうなつなかつていて、そこにはどう

いうふうになつていてるかという想像力という

のがすごく低下しています。

これは、一つには、二十世紀に非常に効率化社会を目指した。物事は今まで、分断すればするほど効率だというふうに言われてきたわけですね。

その中で一生懸命やる。ところが、その中にいる

と、今度は全体が見えなくなつてくるんですね。

今、本当に子供たちにどうか消費者に教えるべきやいけないのは、つながりというか、物はつな

がつてゐるんだ。生産者と消費者もつながつてゐるし、地域ともつながつてゐる、そういうことを

やはりきちんと伝えていかなければならないとい

うふうに考えまして、私はテレビをつくつております。

以上です。

○丸谷委員 ありがとうございました。

では最後に、時間も参りましたので、忠参考人

に同様の質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

参考人の方々、本当に自分の実践をもとにし

て意見陳述なされましたことに、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

最初に、忠参考人にお聞きいたします。

○畠葉委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党的菅野哲雄でござります。

参考人の方々、本当に自分の実践をもとにし

てお詫びなされいましたけれども、並々ならぬ苦勞があつたのではないかと私は察するわけでございます。こんなに簡単にいく話ではないなど

いうふうに思つておられるわけですから、農地集

約への苦勞などについてお話しただければと思

います。

そこで、今後、日本農業は若者に引き継いでいかなければ持続的発展というのは考えられないわ

けですけれども、若者へどう引き継いでいかれる機会、いろいろな情報があつて、それを選択する

というのも、これもまた自由かなというふうに考

えてございます。

私どもはあくまでも、生産するときに、もう既

にこれはどなたにお届けするんだということをあ

る意味では決めて、それでその方々の御意向も踏

まえながら生産しているという、いわゆる消費者と生産の信頼関係を既に構築しながら進めてい

る、こういう経営スタイルをとつてございます。

こういつた生産と消費のあり方がどんどんどんどん広がつていけば、おのずと食料自給率も向上していくのかなという気がしてございます。

食育に関しましては、地域の小学校に招かれる

もの農業を訪れてくることも多くございます。そ

うした身近なつながりが一番私は大切なのはな

いかな、それともう一つは、家庭生活において、親が子にしつかりとした食事をまずとらせるとい

うことも大事なことかなというふうに思います。

以上でございます。

○丸谷委員 以上で、質問を終わらせていただき

ます。

四名の皆様、どうもありがとうございました。

○畠葉委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党的菅野哲雄でござります。

参考人の方々、本当に自分の実践をもとにし

てお詫びなされいましたけれども、並々ならぬ苦勞があつたのではないかなと私は察するわけでございます。こんなに簡単にいく話ではないなど

いうふうに思つておられるわけですから、農地集

約への苦勞などについてお話しただければと思

います。

そこで、今後、日本農業は若者に引き継いでいかなければ持続的発展というのは考えられないわ

けですけれども、若者へどう引き継いでいかれる機会、いろいろな情報があつて、それを選択する

というのも、これもまた自由かなというふうに考

えてございます。

○忠参考人 お答えをいたします。

当初、五人で始めたときが十五ヘクタールほどでございました。それが今、先生おつしやいまし

たように、二十数年かけてこの面積にということございました。

私ども地域で農業をしておりますと、やはり

でございました。それが今、先生おつしやいまし

たように、二十数年かけてこの面積にということございました。

私が田んぼを任すと、農業者の心理から考えれば、恐らく年をとられた農業者の方ほど人に田ん

ぼを預けるということは、農家の恥みたいな思いはあつたんでしようけれども、やはり、できない

となれば、それをだれかにゆだねざるを得ない、せんけれども、出できます。

そういう方々とうまく調整を図りながら、人

に田んぼを任せたという、農業者の心理から考えれば、恐らく年をとられた農業者の方ほど人に田ん

ぼを預けるということは、農家の恥みたいな思いはあつたんでしようけれども、やはり、できない

となれば、それをだれかにゆだねざるを得ない、

そういうのが徐々に浸透してきたのかなというふうに私は思つております。

いろいろな制度、施策も用意はしてくださつて、徐々にそれも整備されつつありますけれども、まずは農家のそういうた、ある意味での踏ん切りといいますか、それをどう引き出すかとい

ますか、思つていただけるのかというところが一

番大事なところかな、信頼関係を築きながらそ

いつた活動をしてきたわけあります。

ただ、今のところ、その圃場は他の市町村も含

めまして八ヵ所に分散をしているというのも事実

でありまして、新しい施策が進むとすれば、今度はそれをなるべく効率のよいところに、交換分合等しながら、それこそ集約していくということが必要になつてくるかなという思いもしてございました。

若い農業者に対するメッセージでありますけれども、私のところにも、過去、十名近くの、短期、長期にわたる研修生が出入りをしました。中には従業員になった者もございます。一番大事なことは、農業への思い、やる気、能力はもちろんありますけれども、もう一つ、覚悟を持つて臨んでほしいなということを期待しますし、それにこたえるためには、しっかりと経営基盤をつくり、従業員としてそこで働く者の生活をある程度保障してやれるということが大事なのではないかなというよう考えてござります。そうした形態がしっかりとそこにあれば、当初、従業員であつても、場合によればのれん分けしたりしながら、新たな担い手が育つていくのではないか、そんなふうに思つております。

○菅野委員 どうもありがとうございました。
次に、山浦参考人にお聞きしますけれども、これまで消費者の立場から農業というものをずっと見詰めてこられたし、実践なさつてこられたといふことは承知しておりますけれども、やはり、将来の日本の農業というのは有機農業という形で展開されていくべきだと私も感じているんですけれども、今回、農地・水・環境保全対策としてその方向が示されております。このことに対する評価をどのように考えておられるのか、このことに

おきたいと思います。

○山浦参考人 お答えいたします。

やはり、実効性的確保がどれだけできるかといふことがかぎになると思うんですね。有機農業という言葉 자체、社会的に公認されてきたのがここ数年のことではないかというふうに考えますけれども、例えば、EUにおけるこういった持続可能

な農業、有機農業といった言葉が既に定着しているように、やはり日本社会においてこの重要性というのをもっと拡大、定着させていかなければいけない。そのためには、やはり、何についても予算措置だとと思うんですね。今回さまざまな予算措置も始まると思つんすけれども、この有機農業というものを中心に据えるような大胆な予算提案がなければ、これはなかなか進まないのではないかというふうに思います。

農産物をつくった場合に、いろいろなハンディが出てきてしまうということは当然あるわけですし、そういうことに対して、当面の間、さまざまな助成措置をとるということは当然必要です。これから、日本農業の構造的な問題としても、しっかりと有機農業に向けた予算措置をとつて政府が支援をしていく、自治体が支援をしていくといったシステムをどうつくっていくかと

していかかと、そういうことだと思います。

○菅野委員 消費者の安全、安心ということに注目していくれば、今後の農業の方向というのは、有機というかそういう方向に進んでいくべきだといふふうに思つていますし、私も、これからの大

きな政策課題として掲げて取り組んでいきたいといふふうに思つています。

次に、合瀬参考人にお聞きいたしたいといふふうに思つています。

産業政策として今回の政策は評価する、もう一

方で、地域政策として農地・水・環境保全対策といふのが存在して、これが車の両輪だということで評価なさつておられるんですが、実際に、先ほど黄川田委員も話していましたけれども、中山間地域農業が耕作放棄地が目立つていて、集落の崩壊という状況にまでつながっているといふふうに私は思つてゐるんです。

合瀬参考人 私も、NHKの日曜日の朝、ちょ

うに思つてゐるんです。それで、本当に中山間地域だからいろいろな工夫ができないということではなく、本当にいろいろな工夫ができないということです。実際に、農地・水・環境保全対策が中山間地域ではしているんですけども、合瀬参考人の考え方をお聞きしておきたいというふうに思つていま

す。介していますけれども、本当に中山間地域で苦労している実態というのもあわせて報道してもらえばなとうなふうな思いを持つてゐるんです。実際に、農地・水・環境保全対策が中山間地域ではしているんですけども、合瀬参考人の考え方をお聞きしておきたいというふうに思つていま

す。農業にどういう役割を果たしていくのか、私は期待はしているんですけども、合瀬参考人の考え方をお聞きしておきたいというふうに思つていま

す。農業にどういう役割を果たしていくのか、私は期待はしているんですけども、合瀬参考人の考え方をお聞きしておきたいというふうに思つていま

それから、最後になりましたけれども、岩瀬参
考人にお聞きいたします。

先ほどの意見陳述でも、やはり日本農業の主体は家族経営的な農業というものがずっと引き継がれてきたというふうに思っています。ただ、それが今回の政策によって担い手に集中していくこと、いう政策に切りかわっていくわけですけれども、やはり根底は家族経営的な農業というものでやる気のある人をどう育していくのかということだと、いうふうに思うんですが、これまでの経験からして、家族経営的農業をどのように持続させていくことを考えておられるのか、そして今回の政策がこのことに対する影響を及ぼすと考えておられるのか、この点についてお聞きしておきたいと思います。

私は、家族農業が日本農業の基本だということを申し上げてまいりましたし、ずっとそういうことで考えておりました。しかし、今の現実を考えて、ここで農政改革、農業構造改革が断行されようとするとき、一つの選択肢としては至極当然だろうと思います。

ただ、政府なりどういう機関がこうだよという仕組みを示して、果たしてそれにうまくマッチして現場が回転していくかということは、これまで別問題になるだろうと思います。というのは、うちの息子にはもう農業なんか、まあ、おまえの好きなようにやれよ、農業なんか繼いでくれぬもいいよと言う親が大半なんですね。それは、今の現実がそうであるからということなんです。

だけれども、私の地域でも生まれておるんで家族農業を一生懸命やっていく、では、私と君とだれとやつて会社をつくろうじゃないかといふ機運ももう出ておるんですよね。ですから、そういうふうに、本当に農家の考え方が変わって、将来は農業の時代が来るよという夢と思いが非常に大事であるし、農業というのは、私もそんなんですが、五十年の中での、一銭にもならぬものを、

小麦なんか、当時一町二、三反つくつておったんですが、みんな火をつけて、三十年の間に二回あつたんですよ。白菜、キャベツをみんなトラクターの下敷きにしたことだつて、二度や三度じゃないですね。だけれども、農家というのは、来年、時が来ればまた同じように麦をまき、種をまいてきたんですよ。それは農業者としての思い、私はやるぞ、そんなことじやへこたれぬぞという思いがあつたんですが、今はやる前から、私やめたという人間ばかりになつちやつたという問題が農村地帯に非常にあるということであると思ひます。

出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案の各案審査のため、午後の参考人として、農事組合法人酒人ふあむ理事福西義幸君、専業農家土門秀樹君、前時事通信解説委員・株式会社農林中金総合研究所顧問野村一正君、全日本農民組合連合会副会長鎌谷一也君、以上四名の方々に御出席をいたしました。

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上

と集落の和」で農地を守り「儲ける農業」にチャレンジ」と銘打った参考資料をお届け申し上げております。するとと思うんですが、その内容についても触れながら意見を申し上げたい、このように思つております。

まず、見ていただきますと、このパンフレットは、我々の集落内の取り組み内容を説明させていただきますと同時に、今我々の集落でも、今後農業を続ける上で、これが一番キーだ、これが大変だというところをまとめ上げた中の、何を隠そう販促グッズです。そういう意味合いの中でごらんを賜りたいな、こんな感じに思います。

申しおくれましたが、私は、農事組合法人酒人ふあくむの理事で福西義幸と申します。忌憚のない意見を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、家族農業が日本農業の基本だということを申し上げてまいりましたし、ずっとそういうことを考えておりました。しかし、今の現実を考えて、ここで農政改革、農業構造改革が断行されようとするとき、一つの選択肢としては至極当然だろうと思います。

○菅野委員 どうもありがとうございました。この
ことで終わります。

○畠葉委員長 これにて午前の参考人に対する質
疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま
す。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまし
て、まことにありがとうございました。委員会を
代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

午後一時から委員会を開催することとし、この
際、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

○稻葉委員長 午後一時開議
午後一時開議 休憩前に引き続き会議を開きます。

ろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、福西参考人、土門参考人、野村参考人、鎌谷参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対しても答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ることになつておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に対して質疑することができないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

に思はせています。

まず最初に、では、我々が集落営農そのものを語るときに、農村集落、我々は酒人という農村集落なんですが、農村集落酒人のことを語らずして集落営農を語ることはできない。何でなのと言われますと、それは、我々農村集落、全国津々浦々ありますすべての農村集落が持っています農村集落の持つ機能、このことを語らずして集落営農なり農業そのものが語れない、こんな感じに思っていますのですから、そんな申し上げ方をしておられます。

午後零時十九分休憩

上げどう存じます。

ありますすべての農村集落が持っています農村集落の持つ機能、このことを語らずして集落農業なり農業そのものが語れない、こんな感じに思っていますものですから、そんな申し上げ方をしております。

我々が集落営農をどういう形の中で位置づけていくかということは、まず一つに、まさに集落営農そのものは、農村集落を支える手段であるとうふうに位置づけています。

なぜなのと申されますと、先生方、お考えください。大型あるいは大規模農家等々にとりましては、農業法人にとりましても、集落機能がなくては米づくりはできないんです、残念ながら。こんなことから、何度も申し上げますように、集落営農のことを語るについても、我々がやっています農業法人にとりましては、農村集落のことを語らざして集落営農を語れない、これが大前提でございます。そんなことの中から進めてまいりたいなと思います。

あと、私は現在認定農業者ではありません。実は以前は認定農業者だったんです。我が遊佐町でも本当に真っ先に認定農業者になりまして、いろいろと将来に夢を抱いてやつていたんすけれども、実は昨年の秋、認定取り消しの通知を役場の方から受けました。理由は何かというと、おまえは減反一〇〇%消化していなうだろうと。確かにそうなんです。

今から四年前までは、ずっと私も減反に協力してまいりました。ところが、どうしても我慢できなくなつたという理由は、あの稻経というやつですね、稻作經營安定化基金、あれができまして、稻経というのは名目は基金なんですが、生産者が一出すとなぜか四戻つてくるという非常にありがたい価格補償制度で、周囲の農家というのはみんなその恩恵を受けていまして、とにかく米価が毎年下がつていてものですから、かなりの金額を獲得してきました。

しかし、我が家のように農協にもあるいは卸業者にも出していい、それで小規模ながら直接販売をしている農家というのは、そういうのに参加できなかつたんです。となりますが、減反協力しても何にもメリットがないじゃないかということ、役場に、じゃ、どうしたら復帰できるんだいと言つたら、今まで四年間全部さかのぼつてやつてくれと。それはちょっと無理ですね。我が家の場合はもう既に固定客を抱えていまして、米を供給しないわけにいかないのですから、とても四年分はさかのぼることはできない。

ところで、認定農業者というのは、これは地域のビジョンに基づいて、地域で認められなくてはならないわけですけれども、果たしてそれが決めるのかといいますと、役場、農業委員会、そこに農協が絡んできております。それが実際です。最近非常にはやつてているようですねけれども、農協と役場のワンフロア化、我が町もそのワンフロア化になつております、どうも役場に足を運びづらい。農協に出していない生産者は、そのわきを

通つていくと、いうのはなかなか行きづらいような関係になつております。その結果、私どものようなかつらいの規模で直接販売で自立している農家というのは、まず蚊帳の外になつてしまつて、いるというのが実情です。

そんなわけで、認定農業者の面からも、それから、さつき言つた付面積の規模からいつても、二重に今回の政策は我々にとっては閉ざされてしまつてゐるということになります。このとおり、やる気は満々、能力もほどほどあると思うんですけど、足りないのは所得だけという感じです。

一方、地域を見ますと、担い手形成というのは、集落単位というのはやはりなかなか難しいようだ、最近はやりの、この間、四月二十一日付の農業新聞に出ていました、岩手県紫波町の集落営農誕生、五百十五ヘクタール、こういう旧村単位の大きな地区特定農業団体、この方向でいくような様子です。経理面も農協が全面的にバックアップするということで、地区内の大半の農家に網がかかるわけで、お金もほとんど以前と流れが変わらないような感じです。ただ、唯一違うのは、私どものような真に自立して努力している農家に回つてこなくなつたということだと思います。

二点目の、それではどうしたらいかということで、資料の最後の方につきましたけれども、私な仕組みは、これは国家試験を含む資格制度をつくっているということですね。人材さえ整えば、経営の規模拡大とかあるいは地域の農地管理というのは、おのずと後からついてくると確信しております。

○稲葉委員長 ありがとうございます。

次に、野村参考人にお願いいたします。

○野村参考人 野村でございます。

まず、本委員会が、現地視察も含めて、この農政改革関連法案の審議に大変力を入れておられることがありますと、農業委員会、そこには、みんな師の字がついています。農業に農師があると思います。

命をはぐくむ仕事というのは世の中いろいろあって、はぐくむというか命連は、医師、看護師、保健師、教師、調理師もそうかもしませんが、みんな師の字がついています。農業に農師があると思います。

以上です。（拍手）

述べさせていただきたいというふうに思います。まず、今回の品目横断的対策の導入ですが、これは、申すまでもなく、WTOの規制強化の中で、削減対象とならない緑の政策に政府の支援をいかに移行させていくかというのが第一点だと思いません。

それから二つ目が、生産者の生産現場における努力を促し、それから誇りを持たせてくれるということです。現在、我々は、生きていくために、生産よりもむしろ売ることに力を入れる傾向があるんですね。どちらかというと商人化している。これは本来、職人の方がいいのではないか。いいものを、やはり安全なものをつくる。だから、そういう職人に徹しても生活が保障されるような方向に向かうのではないか。

三つ目は、国民のだれもが、新規就農者もみんな、資格制度で所得がある程度保障されれば、成功するチャンスがあつて、入つてくる。そうすれば、すべてのみんなが農業に対して理解を持つてくれるんじゃないかな。例えて言えば、認定農業者が選挙でいえば地方区とすれば、農師の資格というのは全国区ですね。あるいは、大学入試に例えますと、認定農業者は、AO入試というものが最近あるんです、自己推薦して、面接を受け試して、大学の要望に合つた人は合格だよ。それに對して農師資格の農師というのは、これは一般入試。ですから、両輪あつてもいいんじゃないかなと、いうことで、我々にもぜひチャンスをいただきたいたいと思います。

とりわけ今回は、土地利用型農業、その農業の中、農業を業として、なりわいとして将来にわたりて継続的にやつていくこう、こういう農業者を対象農家を絞る、あるいは品目も関連した品目に集中していく、こういうことを行わなければならぬ、そういう情勢になつてきたということが第二点の理由だと思います。

それから第二点は、従来画一的に、あらゆる農家、あらゆる作物に行われていた支援策、これを、対象農家を絞る、あるいは品目も関連した品目に集中していく、こういうことを行わなければならぬ、そういう情勢になつたということが第三点の理由だと思います。

さて、農業政策というものは、非常に重要なのは、その農業をなりわいとしてやつていくところなんですが、私の取材経験からしまして、従来、農業政策というものは、地域政策的あるいは社会政策的な色合いと産業政策的な色合いといふのが割と明確に区分されないまま運営されてきたというように私は思います。そういうことから、今日の社会情勢からすると、その政策効果というものがなかなか効果を上げ得ない、そういう問題点を抱えているなということは私も以前から感じております。

実は、私が思うには、非常に重要なのは、その農業をなりわいとしてやつていくところなんですが、私の取材経験からしまして、従来、農業政策というものは、地域政策的あるいは社会政策的な色合いと産業政策的な色合いといふのが割と明確に区分されないまま運営されてきたというように私は思います。そういうことから、今日の社会情勢からすると、その政策効果というものがなかなか効果を上げ得ない、そういう問題点を抱えているなということは私も以前から感じております。

そういう意味では、今回、農業をなりわいとする、その部分に重点を置くというのは、産業政策といふもののを明確に分離して対応していくこう、こういう意味合いを持っておりまして、これは農政の上から見ると大変な大転換だ、というふうに思ひます。そういう意味では、私は、今回の対応、これは昨年十月にまとめられた経営所得安定対策等の大綱の中でも示されておるわけですが、この方向は大変正しいものであるというふうに思います。

また、品目、対象農業者が絞られているということも、いろいろございましたけれども、一定の財源の中で効果的に産業政策をしていくと、この産業でも一緒にありますけれども、産業が活性化していくには新規参入が活発に行われる、こういう土壤がないといけないということでござります。

今後の品目横断政策の課題であります。この品目横断対策がより効果を上げるには、より自由に新規参入ができる、そういう運用が必要かなということが考えられます。

それから、地域の実情を反映した支援策、これを実施できるかどうかだと思います。地域の特性を生かして農業を開拓していくことがこれは欠かせないことがありますので、そういう面での対応をどう強化していくか、これからの必要なテーマかと思います。

それから、最も重要なのは、従来、農業に非常に欠けていた需要者の側、消費者とか外食産業とか、それから食品産業、こういう需要者の側をどうだけ意識した生産構造に転換できるかということがあります。

また、消費者のニーズをつかむということがよく言われますけれども、実は消費者の側から見ると、農業、これは農林水産業はあらゆる分野について言えることですが、そういう農業の実態が十分知らされていないということが言えると思いま

対して経営を安定させるという支援であります。

つまりこれは、経営を維持していくこう、こういう色合いが非常に濃いというふうに言えます。したがいまして、このままでは日本の農業の進歩はとまってしまうということになりますから、眞の經營者を一人でも多く育てる、自立していくける、こ

ういう方向にこれからどう政策を組み立てていけるか、そのための対策が必要であるというふうに考えております。

それからもう一つ、私もいろいろな農家の意見、話を聞きましたけれども、多くの意見として、複合経営という形が求められています。したが

いまして、従来、野菜、果樹、畜産、今回、品目横断的政策の中に入りましたけれども、そういう政策との連携、これをどう進めていくか、私はここが強く求められています。

さらに重要なのは、先ほど、品目横断的政策は産業政策である。そういう色合いが強いと申しますけれども、私はそれだけで農業政策が進むとは思っておりません。したがいまして、従来から

の社会政策、地域政策的な要素のある政策、こういうものを今後強化していくべきだというふうに思っています。

今回の政策の中には、車の両輪という位置づけで、農地・水・環境保全向上対策というのが提示されております。これはこれからまた恐らく審議されていくのでありますけれども、こういう

分野に本当に力を入れていかない、先ほども話されておりましたように、産業としての農業、これが育つていかないというふうに思います。

したがいまして、農業者の側からいかに的確な情報を発信し、消費者の的確なニーズの形成に資するか、それをまた生産者側がいかにうまく吸収して生産に反映させるか、そういう好循環の情報の流れ、こういったものをつくらないといけない。

こういうことが行われない限り、この政策も有効には動かないのではないかという思いがいたしました。今回の政策は、あくまで中核的な農家に

ちゃんとした道路がないといけない。その道路に当たるのは農地対策であるかと私は思います。こ

の農地の問題について、なかなか難しい問題です。そうなつくると、一割をめどに積み立てをすれば、九十九%が補てんできるよう見えるわけですね。それでも、実際はそうならないのではないかという危惧をしております。

BSEの発生のときに、出荷牛の下落による所減に対し、生産者も一部負担をしています積立金からの所得補てん、いわゆる通常のマル緊対策ですけれども、そのほかに、それ以上下落した場合は、特別マル緊ということで十割補てんする制度がありました。

逆に言えば、今回の制度において、積立金が払えない、補てんができないという状況は、より深刻な事態になっているわけですから、十割といかないでも、農家の積立金の部分は差引いて、七五%ぐらいはぜひ国の責任において補てんをしていただいて、経営維持が図られるようにしていただいている。ただ、非常にありがたいなと思っております。

これは図一に参考として挙げておりますけれども、補てんできない部分、特に農業共済は七割から六割でありますので、ぜひ、そこら辺のところを考えていただきたいと思います。

第一点は、収入減の九割補てんという問題であります。

現在制度としてあります担い手経営安定対策については、稲得の上に、さらに担い手経営安定対策として、収入の減少額の九割まで補てんすると

いう絵が書いてありました。しかし、実際は、資料を一枚配つておりますけれども、表三を見ていなければわかりますように、十六年度の鳥取県

の持つさまざまな機能をどう生かすか、こういつた政策もあわせて充実して実行していかなければいけない。また、産業政策としての品目横断的対策、車の両輪のもう一方の品目横断的対策、これらをどううまくかみ合わせながら連携させて進めいくか、今後の運用が重要であると思います。

それから最後に、もう一つ非常に重要なのは、せつかくでき上がった車が順調に走っていくには

うことになつてゐるからであります。今回の経営所得安定対策につきましても、一割をめどにしていわゆる積立金の基準以内ということがあります。

つまりけれども、もうそろそろこの問題を抜本的に考え直していく必要があるのかなという気がいたします。

以上、どうもありがとうございました。(拍手)

○鎌谷参考人 全日本農民組合連合会の副会長をします。

次に、鎌谷参考人にお願いいたします。

私は、農民組合のみならず、資料に少し紹介しておりますように、農協の事業運営や現場での耕畜連携の取り組み、それから水田農業推進協議会等に籍を置いて活動を行っている者であります。

つきましては、日ごろの現場での活動を通じて感じている問題点とあわせて、今回の経営所得安定対策についても、今後どういう影響をもたらす

つもり、ぜひいろいろ意見をお聞き願いたいということで参加をさせていただきました。よろしくお願ひします。

早速、今回の法律についての意見を述べさせていただきます。

第一点は、収入減の九割補てんという問題であります。

現在制度としてあります担い手経営安定対策については、稲得の上に、さらに担い手経営安定対策として、収入の減少額の九割まで補てんすると

いう絵が書いてありました。しかし、実際は、資料を一枚配つておりますけれども、表三を見ていなければわかりますように、十六年度の鳥取県

の稻得、担い手安定対策での補てんは、基準との差額、減収率が一六・九%となつてますが、担

い手で一〇・五%の補てんで、稻得だけでは六・五%にしかなつていません。つまり、一割以上の減収に終わつてゐるというのが実態であります。

こうなりますのは、やはり積立金の範囲内とい

うことになつてゐるからであります。今回の経営所得安定対策につきましても、一割をめどにしていわゆる積立金の基準以内ということがあります。

つまりけれども、もうそろそろこの問題を抜本的に考え直していく必要があるのかなという気がいたします。

つながりかねない、農村も農業も崩壊しかねないという危惧を非常に持つてゐるわけです。

それはといいますと、例えば、鳥取県の場合、変わりませんが、通常、十月の後半から三月にかけて多雨降雪の状態に突入します。そのため、一

時ビール麦をつくりついた時期もありましたが、表二を見ていただきたいと思います。麦はほとんどありません。さらに、大豆についても、全水田面積の三・九%の作付にしかすぎません。しかも、今回の安定対策で対象にならうと思います。麦の〇・六%面積の対象になつてるのは、現在〇・六%あります。麦の〇・二%を入れても、経営所得安定期の対象となる水田面積は一%弱にしかならない。たつたの一%あります。

これは、鳥取県の農業者が怠けているというわけではなくて、そういう気象条件や地域の状況があるということを考えていただきたいということとであります。私が住んでいる町でも、九十ヘクタールや數十ヘクタールの水田を担つて認定農業者や法人もいます。しかし、先ほど申しましたような気候、地理的条件などで現状以上の作付になつていないので現状であります。また、こういった現状を固定化するわけではありませんけれども、これまでも交付金や产地づくり対策があつたにもかかわらず、こういった状態だということを認識していただきたいと思います。

ですから、経営所得安定対策になつたからこういったものがふえるのかといえば、見通しはあるません。むしろ、鳥取の場合、認定農業者も、多分交付金水準は収穫が少ないわけですから、從来より減額になることが予想されます。それから、大豆の作付は減少することが懸念されている実態であります。といいますのは、最終的な決定は秋だうと思いますけれども、大豆交付金は、収量や品質が全国水準と比べてどうしても落ちてく見込みですし、それから、米が少し高く売れて、ナラシ対策ですから、相対的に収益が下がるということになります。

さらに、表四を見ていただきたいと思います。大豆の全体の作付は水田面積の四%弱の作付です。それでも、従来の大豆交付金があつたからこそ、一ヘクタール未満の作付の小規模兼業農家がその面積の半数を担つております。ただし、新制

度になれば、規模や品質などで経営所得安定対策の対象にならない可能性が高く、作付が減少するかもしれません。さらに、大豆についても、全水田面積の三・九%の作付にしかすぎません。しかも、今回の安定対策で対象にならうと思います。麦の〇・六%面積の対象になつてるのは、現在〇・六%あります。麦の〇・二%を入れても、経営所得安定期の対象となる水田面積は一%弱にしかならない。たつたの一%あります。

まさに、恩恵があるとすれば、価格下落のときの米しかないのではとすら思えます。しかし、そ

の米ですら、基準価格の実態を見ると、売れる米づくりという名のもとで、地域間競争の中で衰退しかねないという懸念があるわけであります。

つまり、三点目になりますけれども、都道府県づくりによる補償制度からくる問題であります。別の基準価格による補償制度からくる問題であります。

鳥取県の場合、ナシ等の果樹、あるいはスイカ、ラッキョウ、ブロッコリー、白ネギなど、かなりの農産物を生産していますが、水稻を中心とせざるを得ない地域もあります。

表五の平成十八年度稻得の基準価格や、最近の入札価格の下落を見ると大変なわけでございますけれども、全国の中で鳥取米は、地域のブランド力とか販売力の違いから、淘汰されるを得ないのではないかという懸念すら出てくるわけでして、二千円から四千円の価格差というのは、産地間競争の中でも、米作農家は非常に大変な状況に置かれてくるのではないか。そういう意味では、下限とか下支えの価格政策がぜひ必要になつていて、二十ヘクタールぐらいは田植えから全面受託とい形でやっております。その中でいろいろな局面に遭遇するわけですけれども、今の農村の実態としましては、大変厳しい状況だと思つております。

先ほど言いましたように、九十から五十ヘクタールを請け負つておる生産法人がありますけれども、カバーできません。ですから、耕作放棄地があります。これについては、つくらせてくださいということで私たちが頼みながら、何とか飼料稻をつくつておりますけれども、全般的に見まして、七十から八十前後のじいさん、ばあさんが水田を担つておる。しかも、いずれかの連れ合いが亡くなつたときには、水田が維持できず、全面委託という話が次から次に出てきております。

中山間地では、一反規模の水田もあつて、例えば、この五年間、二ヘクタールぐらい飼料稻をつくつてきた専業農家がおりますけれども、最終的には、イノシシに荒らされ、今年はあきらめざるを得ないというような状況も出てきております。つきましては、所得横断と言われるのですが、最終案では引っ込んだわけですけれども、民衆の骨子で出ていましたように、水田の利用及び総合的な環境保全対策、食料安全保障に着目して、飼料稻を中心とした飼料作物をこの中に入れていただきたい。特に、水田利用や保全の有効性、さらには、牛乳、肉の供給の重要なえさであり、自給率の向上と、この横断品目の

ります。
ぜひ、そういう意味では、地域に応じた品目なり制度の修正をお願いしたいというございに考えておるところであります。

現状の取り組みについて、私のところは、二〇〇一年から、二十ヘクタール、現在は九十ヘクタールになっておりますけれども、いわゆる飼料稻に取り組んでおります。特に、農協でコントラクターを組織して、全面積の刈り取りのほかに、

二十ヘクタールぐらいは田植えから全面受託とい形でやっております。その中でいろいろな局面に遭遇するわけですけれども、今の農村の実態としましては、大変厳しい状況だと思つております。

先ほど言いましたように、九十から五十ヘクタールを請け負つておる生産法人がありますけれども、カバーできません。ですから、耕作放棄地があります。これについては、つくらせてくださいということで私たちが頼みながら、何とか飼料稻をつくつておりますけれども、全般的に見まして、七十から八十前後のじいさん、ばあさんが水田を担つておる。しかも、いずれかの連れ合いが亡くなつたときには、水田が維持できず、全面委託という話が次から次に出てきております。

また、本日お越しの四名の参考人の皆様方、本当に忙しい中、それぞれ専門的な立場から御忌憚のない重要な御意見をお聞かせいただき、委員長をはじめ理事の皆様方に心から本当に感謝申し上げます。

さて、今回の自由民主党の法案でございますが、まず、私が感じます点は、三点、非常にすばらしい点があると思います。

まず一点として、担い手育成という面では、今後日本の農業の担い手を育てる面では、この法案がやはり一番合っているのではないか。また、第二点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

など思います。
あと、いろいろ訴えたいこともありますけれども、時間となりましたので以上で終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)
○稻葉委員長 ありがとうございました。

○稻葉委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。丹羽秀樹君。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○丹羽(秀)委員 自由民主党の丹羽秀樹でございます。本日は、質疑の時間をいただき、委員長を中心としましては、大変厳しい状況だと思つております。

さて、今回自由民主党の法案でございますが、まず、私が感じます点は、三点、非常にすばらしい点があると思います。

まず一点として、担い手育成という面では、今後日本の農業の担い手を育てる面では、この法案がやはり一番合っているのではないか。また、

第二点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

第三点目は、構成員の所得の確保、農業従事者の所得の安定、そういう面でも、この今回の法案が、今からでも、遅過ぎたと感じるくらいの法案でございます。

化ほど難しいものはないなということを痛感いたしました。

もう亡くなつてしましましたけれども、酒谷さんがお話をされていたのは、かみそりが送られてきたこともあるというようなお話をあるとか、あるいは田んぼ、畑の中に相当大きなごみを捨てられたというようなことがあつたようでありまして、これも農家の方から伺つた話では、隣の家で何百万円もするような新しい農業機械を買えば、無理をして借金をしても自分たちも買うというようなお話をありました。

そういうふうに農家心理というのは非常に複雑でありますし、そういう中でこれだけの集落営農を組織化されたというのは大変な御尽力があつたのではないかと思いますが、この成功のポイントというのはどこら辺であると御自身で分析をされているのか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

〔一田委員長代理退席、委員長着席〕

○福西参考人　お答え申し上げます。
先生御指摘の、確かに農村集落というのは、ねたみの渦巻く地域社会と言つた方がいいかもわかりませんが、そういうところがやはりあるんですね。だから、そんなところで、特に農地の所有権を持つておる世代、すなわち戦後農政を支えてきた世代なんですが、そういう方々というのは、今先生おっしゃいましたように、みんなまとまって共同で農業をやるよということには非常に難しい面がございます。

では、我々の集落の成功的秘訣は何だろう、こう聞かれますと、我々はもうそういうこと等々がわかつていましたのですから、何度も申し上げますが、相続人に目をつけたんです。我々の集落も、私もそうなんですが、親の言うことは余り聞きませんけれども、ありがたいことに、親は息子の言うことを聞いてくれたんです。それが我々の集落の成功例であった。また、現役農家あるいは農地権利者、平均しますと六十代後半から七十代です。今後の農村集落の十五年、二十年、三十

年、五十年先のことを描けといったってこれは無理でございますから、そういう若い世代の結束が集落営農組織の成功につながるんじゃないかな、私はこう認識をしています。

以上です。

○神風委員　先ほどのお話の中でも、集落営農と個別の担い手農家、認定農業者であるとかあるいは規模拡大を図つていくような農家との競合といふのは現状ではないというお話をありましたが、これは全国的に見ると、結構いろいろな地域でそういう問題が起こつてゐるのではないかなどという気がしておるんですが、そこら辺、滋賀県の方では随分集落営農の展開が図られていると、地域性の問題であるのか、あるいはそれ以外に何か、そういう問題が起こらない、あつれきが起こらないポイントがあるのか、それがあるのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

○福西参考人　お答え申し上げます。
先生、やはりお互いに人間でございますから、基本的ななまきは、やはり話し合い、心の通じ合いだと思います。だと思つんですが、その前に、よくよく煮詰めていきますと、我々のような集落営農組織も、四へ克そこそこの認定農業者も、二、三十へクやつてある大規模農家も、みんな継続して農業をやっていきたいんです。そのためには、少なくとも今の販売価格に見合うコストで農業生産をやっていかないと続けていけないのですから、持つておる先生おっしゃいましたように、みんなまとまって一緒に農業をやるよということには非常に難しい面がございます。

では、我々の集落の成功的秘訣は何だろう、こう聞かれますと、我々はもうそういうこと等々がわかつていましたのですから、何度も申し上げますが、相続人に目をつけたんです。我々の集落も、私もそうなんですが、親の言うことは余り聞きませんけれども、ありがたいことに、親は息子の言うことを聞いてくれたんです。それが我々の集落の成功例であった。また、現役農家あるいは農地権利者、平均しますと六十代後半から七十代です。今後の農村集落の十五年、二十年、三十

に考慮した上でゾーン設定をやつて、コストのかからない農業を目指そうということは、三者、皆考案方は一緒でございますから、それしかまとまるところがなかつたんです、以上、お答えになつてないかもわかりませんが、先生、以上で

ございますから、そこに参画をされている大半の農家というのは、農外収入が一番大きな収入になつてゐる。ある意味では、他産業並みの生涯資金を得するという法人ではないということであろかと思いますが、そういう中で多少これは失礼な質問になるかも知れませんが、農業者が農業だけで食べていけない、それがある意味では本來あるべき農業の姿と言つていいのかなということがあります。それについてどうお考えになるのか。

○神風委員　先ほどのこちらのパンフレットを拝見しますと、農家数六十九戸で、専業農家は一戸、残り第一種兼業農家が六十八軒ということです。

ございまますから、そこに参画をされてる大半の農家というのは、農外収入が一番大きな収入になつてゐる。ある意味では、他産業並みの生涯資金を得するという法人ではないということであろかと思いますが、そういう中で多少これは失礼な質問になるかも知れませんが、農業者が農業だけで食べていけない、それがある意味では本來あるべき農業の姿と言つていいのかなということがあります。それについてどうお考えになるのか。

次に、土門参考人にお伺いしたいんですが、土門参考人の場合には、農水省からまた実際の農業に携わられることになつたというお話をございま

す。もつとも、利益を上げるということについては、集落を挙げてみんなそう考えていることもあります。それで、近江商人発祥の地ですから、こけてもた

だとは起きませんので、それは十二分に考えていて、よろしくお願いを申し上げます。

○神風委員　ありがとうございます。

次に、土門参考人にお伺いしたいんですが、土門参考人の場合には、農水省からまた実際の農業に携わられることになつたというお話をございま

す。もつとも、利益を上げるということについては、集落を挙げてみんなそう考えていることもあります。それで、近江商人発祥の地ですから、こけてもた

れから、米は、私があちらに行つた当時、二十年前は一俵二万円つけていまして、そのころは、さすが政府米価、生産費所得補償方式をやつていていたんですね。でも、今は、我々の方の米で、手取りにしてもう一万五千円は切っています、手数料を取られますので。そうしますと時間給はぐつと下がる。

ちょっとと具体例でお話ししたいのですが、作業日誌というのをつけています。これは、いわゆるトレーサビリティーの原本になるものですね。日々の作業、それから肥料とか農薬、どれだけやつたかとか、だれが何時間働いたか、その原本です。私は二十年前からつけていまして、毎年、年が終わりますと、人別、作業別、全部分析しているわけです。

昨年、ちょっとと落ち込んだ年ですけれども、申しますと、米が時給にして二千三十三円でした。花の方が、これはちょっとと相場の低迷もありまして、七百六十六円。労働時間で加重平均しまして三千三百七十八円だったんですね。もちろん社長も家内も含めてその時給なんですけれども、大体、年間、私と家内で四千時間程度、その他パートさんも雇っていますけれども、働いています。それが所得になるわけです。時間給掛ける時間ですね。

それで、さつきの米価の話、新食糧法になりますと、どんなん状態かといいますと、これは、以前、検討会で使つたものなんですかけれども、ちょっとと数字が古いかかもしれません、本当に大ざっぱに丸めて言います。

米の生産費の視点ですね。自作地でやつた場合、大体私の方で、あるいは全国ほぼ同じに近いですけれども、今から二十年前、いい米は一俵二万円で売れたんです。大体その半分がいわゆる経費ですね。肥料、農薬の資材、それから機械とか建物の設備費、これで半分なんです。これは最後の玄米までやつた場合ですけれども、一俵つく

るのに大体四時間かかる。途中でライスセンターに出しちゃえれば、それはその人はかからないわけですけれども、全部やつた場合、一俵四時間かかる。それが当時ですね。そうしますと、残りの、懐に入るのが一万円で、これを四時間で割りますと、あの当時は時給二千五百円の世界だったんですね。

ところが、新食糧法以来ずっと米価が下がってきています。今では手取りにして一万五千円を切つてしまつた。例のあの価格補てんがあるので何とか保つている面もありますけれども。そうしますと、こつちの経費がどれだけ詰まつたかというと、実際はほとんど詰まつていません。ですから、所得が半分の五千円で、時間は若干短くなっていますが、割つてみると、千二、三百円とあります。同じようにやつていてそれがけ落ちているわけです。そんなような時給の推移をしておりまして、これは、それだけ生計を成り立たせるのは非常に難しいということです。

○神風委員

先ほどのお話を中でも三ヘクタールぐらいの農地を耕作されているということでありましたが、必ずしも大規模とは言えないわけでありまして、今でいえば、五ヘクタール以上、あるいは十ヘクタール以上でないと、なかなか專業でできぬといふお話を通常聞かれるわけですが、そういう中でどうやつて專業だけでやつてこれらたのか、そのポイントは何なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○土門参考人 我が家は、先ほど言いましたように、米を三ヘクタールつくりまして、あと二一一ルハウス六百坪でユリをつくりてゐるわけです。米はほぼ全量直接販売で、花の方は大体半分が直接販売で、半分が市場出荷をしております。

とにかく、土地が動かないんですよ。遠く、だから借りることはできるけれども、それはかえつて効率がよくないので自作地で頑張るしかない。今の機械化体系でみれば、稻作だつたら一人で十ヘクタールぐらいがちょうどいい規模だと思います。

うんですが、それができない。

価格はどんどん低迷していく中で、とにかく価格を何とか守らなきゃいかぬ、今十年前、新食糧法前のお米の値段をキープしないとやつていけないということで直接販売したんですが、その秘訣は何かといいますと、まず、当然いいものをつかなきやならない、いい自然環境を地域で維持しつつ、そこでつぶつたおいしい米ということ

で、技術と環境維持ですね。それはもちろん丁寧につくらなきやならぬ。それは余り規模拡大するとか、始めP.R.して、ある意味で義理人情頼みですね。私はそのころ思つたんです。日本農業は義理人情に頼まなきや難しいと。お客様と交流したり、あるいは口コミということを主に大事にして広げてきました。

ある意味で、いいものづくりと義理人情にもう一つ加えまして、あとは意地ですね。これはもうこれがやらなきやだれがやると。私は、九州の佐賀県に行つてたときに、現場を見てきたんですけれども、一番感じたのは、若い人がいないな、これでいいんだろうかということを感じましたので、意地みたいなもので何とか続けています。

○神風委員 ちょっと、かつて農水省にいらっしゃつたということも含めて伺いたいんですが、所得補償の財源としてどれくらい必要だと考えていらっしゃいますか。

○土門参考人 資格制度の最後に、ちょっととんでもないこと書きましたけれども、何か医療費の方をちょっと交渉して少しこっちに分け

てもらつたらいいんじやないかとか、そういうことを書きましたが、これはまじめな話で、以前、徳田虎雄さんの本を読んで、ああ、結構医療費というのには余裕があるんだなと感じまして、そのほんの一部でも農業予算に回してもらえば、これ

はいけるんじゃないかなと思いました。

どれぐらいか、これはざっくり言います、本当

き言いましたように、土地利用型だつたら、今

機械化体系ですると、十ヘクタールぐらい丁寧につくれます。それで、大ざつぱに、日本の耕地を全部一緒にして五百万ヘクタール、まあ、四百七十万ですけれども、五百万ヘクタール。そのうち、プロが半分やる。全部とるわけにいきません

ので、半分やると二百五十万ヘクタール。一人十ヘクタール、二十五万人のプロがいればよしと。

今私の所得実感からすると、年間、プラスアルファで二百万円ぐらいはないとちょっとやつていけない。それぐらい実感として一般的のサラリーマンより低いんですよ。二百万円ぐらい今の価格

水準だつたら欲しい。そうすると、二十五万人掛ける二百万で、五千億円ですね。これぐらいが今

の価格水準だつたら毎年必要になるんじゃない

か。

残り二百五十万か二百二十万ヘクタールぐらいが、生きがい農業の方々が耕作するわけですが、それでも、こちらは環境保全対策等でいいのではな

いかと思います。

○神風委員 ありがとうございます。

きょうは、午後、四人の参考人の皆さん方に大変有益なお話をちようだいたしました。また、先ほどからお二人の皆さんから御質問もありましたけれども、引き続いて御質問を申し上げたい

思います。

○福西参考人 初めに、福西参考人にお願いをしたいと思います。

先ほどの神風委員のお話とも若干関連するんで

すが、集落を一つにまとめて經營をしていくとい

うこの考え方の中に、できるだけ皆さんがそれを役割を持つて、集落として面的にある程度運営をしていくことの重大性ということが一つのキーポイントになつてゐるかなというふうに思います。

これをまとめには大変な御苦勞があつ

て、歴史的ないきさつも拝見したのですけれども、そんなこともあつて、とは言いながら、現実の問題として、皆さんが了解をして、一つの法人化するということの御苦労を察して余りあるのは、私も和歌山の中山間地に住んでおりまして、今も家はそのまま置いていますが、そういう地元の状況を見てみますと、とても大変なことだなどいうふうな感じがしみじみとしております。

農地の問題なんですが、先ほど、ちょっと初めてお話を中に、最後の課題として、農地というの

は、若い人たちにこうなんだという話を若干されたということをお伺いいたしました。このことに

ついては、野村参考人も、最後の課題として農地

ということをお挙げになつたことがちょっと僕も

ひつかかっておりまして、初めに福西参考人に、

地元にこの法人をつくるに当たつての農地という

ものの考え方を、どういうふうに皆さん方に理解

をしていただいたのかということをお伺いしたい

と思います。

○福西参考人 お答えを申し上げます。

実は、きょうおつけをしました資料の中にも、「平成の一揆」という項の中にちょっと実は書かせてもらつておいたのですが、なるほど、確かに先生御指摘のとおり、我々の集落というのは、昭和の終わり、平成の初めころに、今からいいますと十五、六年前に、二度にわたつて集落農家の経営破綻が起つりました。

それまで七十戸あつた農家が、昭和の終わりに二分の一、三十五戸に減り、三十五戸に減つたと思つたら、次の年、十七戸になつた。最後まで十七戸でその集落農組織をつくるまで來たんですけれども、そうなつてくると、集落の中でもどういう話が出てくるかといいますと、やはり、米づくりをやつていましたのですから水が要る。水を引くについては、七十軒の農家が、毎年毎年、七軒になつたらもうできないんです。大規模農家さんにして、到底ダメなんですね。だから、集落機能のないところで米をつくれない

というふうな感じがしみじみとしております。

農地の問題なんですが、先ほど、ちょっと初めてお話を中に、最後の課題として、農地というのをお話の中に、最後の課題として、農地というのは、若い人たちにこうなんだという話を若干されたということをお伺いいたしました。このことについては、野村参考人も、最後の課題として農地

ということをお挙げになつたことがちょっと僕も

ひつかかっておりまして、初めに福西参考人に、

地元にこの法人をつくるに当たつての農地という

ものの考え方を、どういうふうに皆さん方に理解

をしていただいたのかということをお伺いしたい

と思います。

○福西参考人 お答えを申し上げます。

実は、きょうおつけをしました資料の中にも、

「平成の一揆」という項の中にちょっと実は書かせ

てもらつておいたのですが、なるほど、確かに先

生御指摘のとおり、我々の集落というのは、昭和

の終わり、平成の初めころに、今からいいますと

十五、六年前に、二度にわたつて集落農家の経営

破綻が起つりました。

そこで、結論になつちゃやつたんです

うんです。

</div

を担うというサイクルを二つ築いてもいいかもしれないが、それまではちょっと日本の農業は世界に通用しなくなるのではないかということ。
何も私は大規模大規模と言っているんじゃないです。適正規模でいいんですけれども、その中で

○西委員 続きまして、野村参考人にもう一つお有機農業とか安全性の高いことをやるために、より一層技術の向上と体力が要るんですよ、どうしても。やはり若いうちに、徴兵制じゃないけれども徴農制みたいな感じでやってもいいぐらいなんですね。だから、そういう意味でも、若い人が入ってこれるような、他産業並みの所得は必要だと思います。

伺いをしておきたいと思います。

うんです、それからまた、具体的には価格をある程度自分たちでつけて、それを売りに出すというようなこともつながつていて、農業の経営的側面を加速するのではないかとうふうに思つていいんですけれども、その辺の考え方について、御意見がございましたらお願ひしたいと思います。
○野村参考人 私も、地産地消は大いに進めるべきである。というのは、先ほどちよつと申し上げましたけれども、我々、食生活あるいはちよつとした旅行などをふだん経験していましても、農林水産業に対する消費者や需要者の知識というのは非常に限られている。僕はこれは非常にまずいなどしょっちゅう思つております。
農林水産業に関する現状がきちんと消費者や需要者に伝わり、そのことが理解されて的確な二・三が形成されるという必要があると 思います。そ

ういうことをまず地域で始める。地域で始めれば、非常にその地域の農業を理解しやすい。そういう経験をもとに、今度は全国レベルあるいは世界レベルで打つて出る体質をつくっていく。

非常に簡単なですが、私は、地産地消についてはそういう位置づけをしております。

○西委員 福西参考人にもう一度お願いします。このパンフレットを拝見いたしますと、作物の中に、野菜なんかもかなり頑張ってつくつたらっしゃるように見えるんですが、地元でそういうふうに販売をされたりというようなことも組み合わせてやつていらっしゃるんでしょうか。

○福西参考人 お答え申し上げます。

先生、最初私どもが野菜づくりを始めたのは、まず、集落内で、集落農業組織を始めましたものですから、手のすいたお母さん連中が、孫や息子に食べさせる野菜がつくりたい、その思いから実は始めました。それがだんだんだんだん発展をして、いつぞや酒人の匂なんて名前をもらつたものですから、県の進めますこだわり認証をとりまして、野菜づくりにゴーサインを出したんです。

私は、将来米で経営を作り立たそうとは、うちの集落農業組織は思つていませんから。野菜と、きょうの参考人の先生に教えていただこうかななんて思つたりしているんですが、花と果物、こういうもので経営体として成り立たせていくこういう将来の夢を、我々の集落は持つています。

以上です。

○西委員 次に、鎌谷参考人にお伺いしたいと思います。

先ほど種々お話をお聞きして、私も、和歌山の中では中山間地で、なかなか農業の集積は現状でも難しいところに今家がありますけれども、拝見すると、冬場の農作業のできない時期もあり、さらに厳しい環境の中で農業を開拓しているなどという印象を持ちました。

とはいえる、やはりこれからの農業、それぞれの参考人の皆さんもおっしゃいますように、ある程度リーダーシップを持つた人を育成していく

その人たちを核にやはり新しい農業の展開というのは、私はある意味では避けられない、これから国際情勢の中においても、そういう条件になつてきているというふうに思うわけですが、先ほどちょっと福西参考人がおっしゃられたように、大規模化したときにマイナスは何かといったら、少し、兼業をしている人たちがその仕事がなくなつたというのがマイナスといえばマイナスかなとうお話をございましたけれども、これから農業のあり方において、いわゆる担い手を中心とした大規模化に向けて、もつと簡単に言えば、今の法律にござりますような形を持つていくことについて、どのように考えておられるのかということを御質問申し上げたいと思います。

○鎌谷参考人　お答えします。

認定農業者は、私たちのところでも、先ほど申しましたように九十ヘクタールとか五十ヘクタールとかという大規模農家もあります。ただ、私のところが今ホールクロップサイレージをいろいろ認定農業者と提携してやつておりますから、彼らの状況はよくわかるんですね。大変なわけなんですね。

そういったところを見てみると、認定農業者も、ある程度平場のところなわけですが、水田が散在していて、九十ヘクタールも耕作を行えば大変だという実態なんですね。だから、私は、認定農業者や集落営農が合体をしてやらないと、多分もたないというぐあいに思つております。ただ、今の政策につきましては、正直言いまして、先生方に怒られるかもしれないですけれども、認定農業者の皆さんに、蜂起すべきではないかと言つています。実際、從来よりも厚く手当てがやられているわけではないのではないかという感じがしてあります。ですから、錢で農業をするわけじゃないですけれども、やはり、政策的に、財源的には変わらないけれども、おまえらが日本の農業を支えよということだよと。

いろいろなところで今回の政策について聞きまされども、正直言いまして、鳥取の場合は、前

向きの評価を私は認定農業者の中からもいただいておりません。ぜひ、そのところの、認定農業者と、兼業農家、営農集団を分けるわけじゃないですけれども、そこが本当に、一体的にやらないともうもたない状況だというぐあいには思つております。

○西委員 また戻つて申しわけないんですが、今のは課題なんですが、ちょっと先ほどもお話をあつたと思うんですが、具体的に法人化されている認定農業者と、それから小規模の農業者と、それから大規模の農業者、それぞれの皆さんがあらつしゃる、それをうまく仕分けしないともたないんじやないかという御意見のお話がありましたけれども、実践されておられる福西参考人にもう一度そのことについてお答えをお願いしたいと思います。

○福西参考人 お答えを申し上げます。

私どもの地域の例で申しわけないんですけども、認定農業者の皆さん方、大規模農家の方、個別経営体の農家、我々のような集落営農組織、みんな集まつて将来の農業の話し合いをやはりやるんですね、我々の目のつけどころをどこへ持つていくんだと。

きょうまで、私どもの地域で、お茶農家がつぶれました。これは、鹿児島県に産地間競争で負けたんです。これから我々がやつていく穀類農業で、産地間競争は、先ほどの先生の話にちょっと出ていましたけれども、諸外国だな、国内に目を向けていたんじやだめだよと。そうなつたら、みんな、地域の者が力を合わせて闘わぬ限りは生き抜いていけないんじやないかな、そういう結論の中から、認定農業者は認定農業者、大規模農家は大規模農家、我々集落営農組織は集落営農組織、すみ分けをしながら、ゾーンも設定し、お互いに効率のよい、一番利益の上がる手法で農業を継続しようかという話し合いでできただけなんです。それ以上の施策はないんです。

○西委員 大変にありがとうございました。これで終わります。

○稻葉委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党的菅野哲雄でございます。

参考人の方々、大変御苦労さまでございます。

貴重な御意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、四人の方々に、それぞれの立場からお聞きしたいというふうに思うんですが、農地・水・環境保全対策、これは平成十八年度モデル事業として取り組んで、実質来年度から具体的に政策として打ち出されてくるという状況なんすけれども、これらの現時点での評価をどう考えておられて、これから私は地域政策として大事なことだというふうに思うんですけども、それに対する注文的なものがありましたら、ぜひ述べていただきたいというふうに思うんですが、よろしくお願ひします。

○福西参考人 ただいまの先生の御質問でございましたが、まさに集落の機能というのはそれなんですね、先生。それがまた農業用資源であるということに結びつきますのですから、今審議をいたいでいます内容等々については我々は大歓迎でございまして、一日も早く設定されてしまうふうにならぬかな、実はそういうふうに思つておるんですが、みずからも今までそういう部分については投資もし、農家みずから投資をやってきましたものですから、早く、一日も早い時期に成就させていただきたいという気持ちであります。

○土門参考人 具体的に言いますと、農道の補修とか水路の草刈り、それから土砂上げがイメージされるんですねけれども、私どもも、集落で、これは今のところ全員でやっています。出ないときは三干円という感じで負担していますけれども、もしも集落で四、五人の結構大きなプロ農業者がいれば、恐らく、その人たちが土地を全部集めることがでできれば、自分たちでやるのでないかと。ただし、そのプロ農業者はある程度もうかつてい

なきやだめです。もうかつてている場合、シルバー人材を頼んだり、あるいは、場合によつては、土建屋さんが今請け負うようになつてきましたの

で、そういうところに任せて、やれる自信はあります。ただし、今過渡期で、その集落にそういうもうかつてている農家がない場合は、やはりみんなでやらなきゃならないとしますと、環境保全対策、あのような経費がありますと非常に我々もうかつていて、集落でなかなか取り組むのがたいです。

ちょっと話は違いますが、私は、集落の一一番奥に住んでいて、ことしの冬の大雪で、除雪車が余りの雪の多さに入つてこれなくなつたので、毎日、朝夕、除雪しました。もう本当にこれは、ボランティアだつたんですけれども、延べ約九十分間、油代で三万円使いましたけれども、何もないふうに思つたのですから、今審議をいたいでいます内容等々については、まだちょっと十分な詰めができないかなと。とりあえずあの線でスタートしまして、後はやはり地元の方々といろいろ詰めて、本当に農村を維持していくにはどうしたらいいのか、もっと深い視点から対応していただきたい。

それからもう一つは、周知徹底がおくれているんじゃないかなと。本当に現場でこれを理解されているのかどうか疑問があります。その点もやつていただきたい。

○野村参考人 先ほど申し上げましたように、この環境対策という問題は経営安定対策と並ぶ非常に重要な対策であると思いますが、若干私が不安に感じるのは、内容的にまだちょっと十分な詰めができるいないかなと。とりあえずあの線でス

タートしまして、後はやはり地元の方々といろいろ詰めて、本当に農村を維持していくにはどうしたらいいのか、もっと深い視点から対応していただきたい。

○菅野委員 集落の再構築という意味においては大切な施策だというふうに私も思つてゐるんです

が、先ほど野村参考人、少し議論したいんです

が、国側二千二百円というので、そして県や市町

村が二分の一、二千二百円という仕組みをつくつて、北海道での参考人質疑のときも、この問題

が、地方財政が厳しいからということで、裏負担

の二千二百円が出せないからということで、国の

制度も使えないような状況というのは仕組みとし

ておかしいんじやないかという疑問も、意見とし

て述べられております。そのとおりだと思うんで

すね。だから、国の制度としてしっかりと位置づけて、そして地方自治体が裏負担じゃなくて上積みするという仕組みをつくらないと、これは定着していかないんじゃないのかなというふうな思いもいたしております。

○土門参考人 私のような人は結構います、周囲に。現にそういう者同士でグループをつくつていろいろして。今までいくと本当に蚊帳の外で、特例というのは本当に例外的なあれですよね。ところが、こういうのがいっぱいいるんだつたら、これはやはり原則にしてほしい。現場には特例なんという情報はほとんどつながつてしまふ。私も、恥ずかしながら、今回ちょっと勉強して、もしかしたらなんという可能性を考えたぐらいで、これは特例を取つ払つていただいた方がいいかと思います。

それ以前に、私の主張していることは、そもそも規模だとかそれから反対幾らとか、そういう感じじやだめなんですよ。人、扱い手という人間がこれから何とかキープしていく方だと思います。

非常に先人たちが知恵を使つて水利をやつておるわけですね。

そういう中で、毎年、いわゆる底を上げたり、掃除なんかをしておるわけですけれども、そういうことをやつていて中でも、やはりぼつぼつと人夫に出てこれない、集落でなかなか取り組めないという状況がある中で、今回、お金ではないわけですねけれども、一つ位置づけをしていただ

くということは非常にありがたくて、いわゆる集落の人間関係、いわゆる共同社会を少し先延ばしにするにはいい手だてかなと思っております。

ただ、集落だけではなしに、私は思いますのは、もう少し田んぼと、あるいは、水利をしても耕作放棄地があつたら何にもなりませんので、やはり、血液と体という形で、水田も含めて、全体的

な環境保全やいわゆる環境対策までこれを一つの起点にして広げていただきたいなと思つております。

○菅野委員 集落の再構築という意味においては大切な施策だというふうに私も思つてゐるんです

が、環境と経済というのは、これもまた非常に表裏一体でございまして、環境がよく守られる事

すが、というのは、動かないということは非常にまずい。こちらが、まさに先ほどの話じゃないですか、車の両輪と位置づけるのであれば、とにかく動かすことが大事であるというふうに思いました。

それからもう一つは、これは難しい話なんですが、環境と経済というのは、これもまた非常に表裏一体でございまして、環境がよく守られる事

が、環境と経済というのは、これもまた非常に表裏一体でございまして、環境がよく守られる事

平成十八年五月十日印刷

平成十八年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B